

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録（2）			
日 時	平成 22 年 10 月 4 日（月）	開 議	午前 10 時 00 分
		散 会	午後 4 時 59 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	大竹委員長、高橋副委員長、千葉・鈴木・吹田・菊地・佐藤・ 佐々木・古沢各委員		
説明員	市長、木野下・前田両監査委員、副市長、教育長、水道局長、 総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局経営管理各部長、産業港湾部参事、保健所長、会計管理者、 消防長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会 事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび、決算特別委員長に選任されました大竹でございます。大事な審議が、スムーズに進みますよう、努力してまいりたいと思いますので、委員並びに理事者の皆さんの御協力をお願いしたいと思います。

なお、副委員長には高橋委員が選任されておりますので、御紹介いたします。

（副委員長あいさつ）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に千葉委員、菊地委員を御指名いたします。

過日、開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配付のとおり、審査日程が決定いたしましたことを報告いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。中島委員が古沢委員に交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。これより、書類閲覧のため、当委員会を、秘密会にいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、さように決しました。

（秘密会）

休憩 午前11時35分

再開 午後 1 時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、これより総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

○古沢委員

◎監査報告書について

最初に、監査委員にお尋ねをいたします。

今年の5月に、監査報告書が作成、提出されておりますけれども、その中で、監査結果の概要、そして、各室・課等の調査結果、報告の12ページ以降ですが、ここに関連してちょっと二、三点お尋ねしておきたい事項があります。監査報告ですから、基本的には行政等に対する指導というか、是正、もっと強ければ勧告などをしたりする場合がありますけれども、そういう内容になっているのかと思うのですが、ただ、この中で幾つかの点について非常に疑義が生じます。疑問に思います。

それで、お伺いしますが、一つ目です。生活安全課の複写機の賃貸借契約についてです。見積り査定に対して、2人以上、複数の見積書を徴していない。しかも、予定価格を定めていないというふうに監査結果に書かれています。これは、不適切というふうに言われる範囲を既に超えているのではないのでしょうか。

○木野下監査委員

これは、指摘事項に当たるか、不適切に当たるかということで事務局ともめたのですけれども、不適切のほうが妥当ではないかなという格好で、不適切という格好で判断いたしました。

○古沢委員

二つ目にお伺いします。

保健総務課の夜間急病センターの管理費用に関する年度協定書についてです。

監査結果の中では、訂正箇所を訂正印によらず、紙を張って訂正していました。大変驚いてしまったというか、信じがたい思いでいます。これはもう不適切の域を超えているというよりは、あってはならないことなのではないでしょうか。

○木野下監査委員

これも、我々としては、本当に一般常識からいって考えられないことなのです。必ず書き直してか、赤ペンで2本線で消して訂正印を押せという指導をしていくのが普通ですけれども、我々が監査に行ったときにこういう文書が出てきたものですから、ちょっとこれはまずい、こんなことを絶対やってはいけないという格好では指導をしてきたつもりでおります。

○古沢委員

かなり監査委員としても驚かれた事例の一つだったと思うのです。私も、いまだにこういうことが存在するのかというふうに驚いてしまいましたけれども、ある意味、文書改ざんをしたのではないかというふうに思われても仕方ないことになりかねませんね、これは。ですから、単に指導事項というか、指摘事項ぐらいのことで済まされるような内容とはおよそ思えません。

三つ目ですが、脳・循環器・こころの医療センターの収納事務委託契約についてですが、契約上の取扱いによらず収納現金をまとめて引き継いでいた。しかも、驚きましたけれども、収納業務日報兼収納金引継明細書という様式が定められているのですが、それによらないでやっていたという案件ですが、これも不適切という領域をはるかに超えている処理だと思うのですが、いかがですか。

○木野下監査委員

今、委員の御指摘のとおり、ある程度、不適切な事項だと私も思います。こういうことはあってはならないことですので、早急に改めるように指導いたしました。是正措置も、今後、そういう格好で伝えてきております。

○古沢委員

単なる報告ということではなくて、どちらかというと勧告に近い内容というふうに受け取ってよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

わかりました。

次に、御承知の方もたくさんいらっしゃると思いますけれども、議員になって11年目です。行政の皆さんと力を合わせていろいろな問題に取り組んできまして、市民の暮らしにかかわる問題の解決、改善に結びついたことも少なくなかったかなというふうには思っております。残念ながら、私は、その際、実はかなりの部分を、最後の詰め部分を行政の皆さんに宿題として預けて、行政の皆さんのお力で改善、解決を図っていただくということをお願いして、それにたくさんこたえていただいたケースもあります。ただ、このたびは宿題として残すわけにはいなくなりました。できれば、宿題ではなく、一定の方向をはっきりさせておきたい。つまり、議会での皆さんとの議論は、今期で私は最後になる予定でありますので、そういう特別の思いを持ってお尋ねするわけです。

そこで、実は、木野下監査委員に引き続きお伺いしたい事項がありますが、それに入るに先立って、私の控室の棚から地方税法総則逐条解説、当時の自治省税務局編、昭和54年の改訂版ですから相当古いものです。私も北海道で税の職場に30年来おりましたので、ある意味では国税徴収法などと並んで地方税では言ってみればバイブルみたいなものです。この地方税法の総則編の中で、第18条で地方税の消滅事項という条項がございます。この点をかいつまんで御説明ください。

○木野下監査委員

税法的には、地方税法も国税もないのだと思いますけれども、昭和54年当時といたら時効はたぶん5年でなかったかなと記憶しています。今は7年になっておりますけれども、時効の考え方としては、事案の発生時点から今どうなっているか、要するに今の時点で7年の範疇に入っているかと。そこで、要するに徴収権もその間はオーケーですけれども、それ以降、そこからはみ出た分は徴収権も消滅するというようになっておりますので、事案の発生が時効の起点だと思います。

○古沢委員

念のため、税理士の資格を持つ木野下監査委員に反論するのも大変失礼かと思いますが、税の時効は5年……。

（「7年になっています」と呼ぶ者あり）

一般的には5年……。

（「一応、3年、5年、7年と」と呼ぶ者あり）

7年というのは特例的な扱いで、通常は5年というふうに私は理解しているのですが、いかがですか。

○木野下監査委員

税法的にやる場合は、修正申告をとる場合は3年で大体おさまっています。5年というのは、ある程度、重加算の対象になる事案がそうです。完全な犯罪行為であれば7年、大体そういう分けになっております。

○古沢委員

地方税法の第18条では、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利、税法というのはややこしい表現が多すぎる難解な法律のうちの一つなものですから、簡単に言えば地方税の徴収権です。それについては「法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅する」とあります。それが第18条の第1項です。

では、この第3項で、その事項についての定めがありますが、これは民法の規定を準用することになっています。同時に、戻りまして第2項で、時効の援用を要しない、要するに5年たって中断事由等がなければ、それをもって消滅してしまう。残念だとか、どうだとか、ああだとか言えない、なくなってしまう。これが第18条の規定だということで私は理解しておりますが、間違いありませんか。

○木野下監査委員

委員のおっしゃるとおりだと思います。

○古沢委員

地方税の徴収権、つまり地方公共団体の徴収を目的とする権利とは一体何かということで、ここではもう少し解説が加えられています。その一つは、確定した地方団体の徴収金の履行を求める権利だというふうに説明しています。これを、まず質問に入る前段でぜひ確認しておきたいと思います。

同時に、この権利というものは、普通地方公共団体の他の債権と同様、さらには国税などと同じだというふうに説明を加えております。その理解もそれでよろしいでしょうか。

○木野下監査委員

今、委員の中で確定という言葉が出てきましたけれども、確定の時効の範疇に入っていますのは、その5年なら5年以内に確定させなければならない問題はあります。そこで確定というふうになります。そこだけ訂正というか、私の聞き方が悪かったのかもしれませんが、確認しておきます。

○古沢委員

つまり、よくわからないのだけれども、何かあんたに借金したような気がするんだよな、思い出したら払うからというようなことで、5年も10年もたって、そういう話が成立するかといたら成立しませんね。確定しているわけではないですよ。

○木野下監査委員

それは、対象は確定していると思います。金額が幾ら貸したとか、あんに5万円貸しましたとか、金額は確定していると思いますので、それは民法のほうの規定になりますから、時効としては債務者が時効を言わなければ時効になりませんので、何十年たっても時効は成立しておりません。

○古沢委員

私債権上ではそうだけれども、公債権上は、5年間をもって消滅してしまうわけですから、地方公共団体と地方公共団体の間における債権債務の場合は、要するに具体的に幾ら貸してあるものを返せという請求が5年なければ消えてしまうわけですね。この考えはいかがですか。

○木野下監査委員

それは、今、委員がおっしゃったように、自治法上の時効の話ですので、要するに5年という歳月で相手が払いますよと言っても受け取れない格好になっております。

○古沢委員

それでは、時効が中断される理由についてですが、これは請求が一つです。税などでよくやります差押え処分等の行政処分ですね。これらが二つ目です。三つ目が、いわゆる債務承認です。この債務承認の場合に、先ほど言ったように地方税の側の徴収権というものは、確定した徴収金の履行を認める権利ですから、時効中断の理由の承認というのは、確定している債務に対してそれを承認するというでなければならぬというふうには私は思うわけです。先ほど言ったように、これは公の債権債務です。この場合、それはよくわからないけれども、そのうち返すというようなことが債務承認に当たるとは到底思えないと思いますが、いかがですか。

○木野下監査委員

委員のおっしゃるとおりだと思います、確定していなければ。

また、その税というものが確定していると思います。

○古沢委員

◎平成21年度歳入歳出決算書に関する審査意見書について

それでは、お尋ねをいたします。

既に、監査委員のほうから平成21年度の歳入歳出決算についての審査意見書が出されています。その意見書の22ページに「第6 意見」として、後段、下から4行目に当たりますが、なお書き以降で、「福祉医療助成事業及び介護保険事業の執行に関し、不適切な事務処理が見られたことは誠に残念なことであります。」とある。

そこでお伺いしたいのですが、実にあっさりした御意見だと思うのですが、私は、これはもっと突っ込んでいただければよかったかなという率直な感想は持っておるのですが、今年の3月の当議会の予算特別委員会に、この問題の高額療養費未請求事件調査検討委員会報告書というものが議会側に提出されております。さらには、この報告書の後、3月11日だったでしょうか、集中審議が行われております。その予算特別委員会の会議録など、その2行の中には、監査委員承知の上でこのような記述に至ったのかどうか、まずお伺いしておきます。

○木野下監査委員

この案件に関しては、審査意見書の中に載せるべき事項ではなかったのです、我々の監査の範疇に入らなかったものですから。しかし、庁内でいろいろ話題になっていましたので、とりあえず、警鐘を鳴らす意味で意見を書いておこうということで書き足したものでございます。それで、服務事項になっています。

○古沢委員

事務方に聞きます。

この未請求事件に伴って、北海道から補助金の返還が求められましたけれども、その年度と金額をお示しく下さい。

○(医療保険)後期高齢・福祉医療課長

補助金の返還額の年度別の内訳でございますが、平成15年度分が1,020万7,000円、16年度分が1,027万9,000円、17年度分が933万4,000円、18年度分が432万8,000円、合計で3,414万8,000円となっております。

○古沢委員

平成15年度分について、3月に引き続いて、改めて確認しておきたいと思います。

平成15年度の北海道からの補助金の確定通知は何年何月何日をもって小樽市に発せられていますか。

○医療保険部次長

平成15年度分の補助金についてでありますけれども、確定通知のあった日は、平成16年5月25日付けとなっております。

○古沢委員

先にお答えいただいた平成15年度からの返還金の金額が確定したのは、何年何月何日ですか。

○医療保険部次長

補助金の再確定の日ということでありまして、平成22年1月26日となっております。

○古沢委員

確認しておきますが、補助金が北海道から小樽に入った日から既に返還すべき金額が確定した時点では、平成15年度分については5年を大きく経過しています。そのことをまず御承知おきください。

この点で、実は3月の集中審議の際、議会の中では相当やりとりをしました。その際に、事務方の一部には、平成21年3月をもって、北海道との打合せの中でどうやら未請求事案が出そうだと、しかし、書類はいかんせん雪の中に埋まっているから、雪が解けてから書類を引っ張り出して精査をした上、その結果を報告したいと。その結果報告が、実は平成22年1月だったわけです。その結果報告を受けて、平成22年1月に、数日後、後志支庁から小樽に検査に向いてきて、それをもって確定したわけですね。ですから、実は平成21年3月の時点でちょっと待つてほしいというふうにして、確定したのが今年の1月です。昨年3月に北海道にちょっと時間をかしてほしいということをお願いしたのです。つまり、これが債務承認なのだというふうに、まことしやかに主張される事務方の幹部がいらっしゃいます。これは、監査委員の先ほどの見解からすれば、極めて不適切というか、不理解というか、誤解も甚だしいというふうには私は思うのですが、いかがですか。

○木野下監査委員

今の件でございますが、これは弁護士の範疇ではないかと思えます。ということは、履行の問題が、自治法上の問題ですので、我々が判断してもいいとは思わないのですけれども、原課としても弁護士と相談なさっている事務を進められたようなので、それに対してうんぬん意見を述べる立場にはないような感じがいたします。

○古沢委員

それは、この案件に関して言うと、一般的な弁護士よりは、私は木野下監査委員のほうが専門家だと思うのです。それは、自治法上のことだとしても、自治法に基づいて歳入がはかられたり、歳出が行われたりするわけです。それは財務会計規則であったり、いろいろありますよ。けれども、そもそも地方公共団体というものは、その柱になる法律は自治法ですから、それに基づいて執行されていることに対しての監査を行うのが監査委員の職務だというふうには私は思うのです。ですから、地方自治法第236条にかかわる補助金の返還金を、5年をもって消滅するというふうに解説されている案件ではないでしょうか、いかがですか。

○医療保険部次長

税法の話からずっと追っかけてきまして、要は債権が5年間で消滅時効になったのではないかということで、当初、古沢委員が御承知のとおり、一部、この返還金の性格が公法上の債権なのか、私法上の債権なのかということで、種々、私どものほうでも調べました。最終的に、この補助金については公法上の債権ということで、消滅時効

は、今おっしゃられたとおり地方自治法の定めによる 5 年間であれば、古沢委員が当初お聞きになったとおり、補助金確定の日、それから 5 年間の時効を迎えた日、さらに 1 年近くを迎えて道の検査がありまして、最終的に確定したとすれば、その段階で 5 年を経過しているのではないかというお話も前の委員会の御質問でありまして、私どものほうでは、同じように地方自治法の第 236 条第 3 項において準用する民法第 147 条第 3 号に定める承認が、3 月 9 日時効 5 年期間の満了の前に既に道との間で債務の承認をしたということで、これは時効にはかからないという最終的な判断になったところであります。

○古沢委員

事務方としては、これ以上答えられないでしょう。だから、監査委員の見解を先にお尋ねしたわけですから。それは、返還金であれ、税であれ、地方公共団体の債権債務の問題については時効の扱いですから。そういう意味で言えば、専門家である木野下監査委員が理解されているように、これは 5 年をもって時効消滅しているのです。

参考までにお伺いしますが、時効で消滅した債権、そんなことはあり得ませんね、消滅しているから債権なんかあり得ませんけれども。債権が時効で消滅したものを仮に善意で納めてきた場合、それは収入として受けることができますか。

○木野下監査委員

それは、自治法上では受けることができません。

○古沢委員

その点は、3 月に、私は何度も北海道に出向いてその話をしました。北海道では、小樽からその分が入ってきた場合、どの色のついた金庫で受けるのですか、そういう特別な金庫があるのだったら見せてほしい、そこまで話したのですが、もう北海道も引くに引けないということです。ですから、これは北海道と小樽の間の問題だったのですが、200 パーセント小樽が悪い話であり、間違っただけを是正しなければならない話だったのですが、是正する、正す上でさらに間違いを重ねて正すというわけにはいかないだろうという話を北海道に行って申し上げましたし、この議会でも申し上げました。ですから、その点について審査意見書で、わずか 2 行ぐらいでさらっと書かれる問題ではないなというふうには私は思いましたので、監査委員の職務として、必要があれば随時監査することもできるわけですし、さらには住民監査請求です。例えば住民からの監査請求は、必要な証拠書面をあわせて提出して監査委員に申請できることになっているのですが、議員である私も住民の 1 人です。そして、必要な書面は行政の側に全部そろっています。ですから、監査委員、ひとつこの問題は、随時、監査委員として職務を果たすための指揮をとっていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○木野下監査委員

この問題につきましては、後で我々も知った話でありまして、今後こういうことも調停なりが上がってきたときに、前年の数値的比較をしまして、是正するところを是正してもらうように指導していきたいと思っております。

○古沢委員

もう一つ、簡単に監査委員をお願いしたいのですが、指導で済む問題と受け入れる金庫がないお金を払った問題、これは指導で済まされる問題なのかというのが私の問題意識です。いかがですか。

○木野下監査委員

私は今、その点につきまして事実関係を把握していませんので、答弁のしようがありません。

○古沢委員

それは、ぜひ検討いただいて、必要な手を打っていただきたいと思います。

もう一つ、宿題にしておくわけにはいかない問題です。

10 年間、法律に、条例に違反して、条例に定めのないものを北海道が言うがままに納め続けてきているお金があります。漁港管理費というものがあります。決算説明書の 179 ページの漁港管理費の管理経費を説明してください。

○産業港湾部次長

漁港管理経費につきましては、一つには北海道漁港漁場協会負担金と、それ以外に祝津、塩谷、忍路の 3 漁港の管理経費が含まれております。

○古沢委員

その中の管理経費です。54万2,585円です。

○産業港湾部次長

大きなものは光熱水費で電気料が多くなっています。

○古沢委員

平成11年までは軽易な維持補修、いわゆる電気料、修繕料、北海道が管理する小樽の漁港についての電気代、修繕代が平成11年まで同じこの項目で計上されて支払われていた。それが、平成12年から扱いが変わっておりますから、平成12年から一区切り、ちょうど丸10年、この平成21年まで、いわゆる旧北海道条例で言えば軽易な維持管理経費、電気料や修繕費の10年間の合計は幾らになりますか。

○産業港湾部次長

10年間の合計金額でございますけれども、電気料につきましては539万8,000円、修繕料につきましては79万4,000円、道からの交付金につきましては444万3,000円となっております。

○古沢委員

道の交付金は扱い高総量の24パーセントから18パーセントに6パーセント減じられています。ですから、減じられた金額の10年間分です。これはこれでいいのです。条例が変わったから仕方ないです。しかし、6パーセント減じた理由は、電気代や修繕費は今まで市町村に委託していたのだけれども、それは道が持つからということで条例が変わって、平成12年度から道が持つ分になったわけです。ですから、交付金も6パーセント下がったと私は理解したのです。そして、これをずっと払い続けて平成16年にこの問題を議論したときに、時の財政部長、現在、所管の部長ですが、そのときは財政部長だった方はどなたですか。どういうふうに答えましたか。

○産業港湾部長

私が当時の財政部長でございました。予算特別委員会の中で議論はしておりまして、前職のことでコメントはあれなのですけれども、ただ会議録の概要等から紹介をさせていただきますが、大体、概要はこのように申し上げます。

地財法の観点から、都道府県から市町村にこの仕事についてやってほしいと任されたものについては、これにかかる経費については都道府県が見るということになっている。この問題については、逆にこの条例を制定し事務処理特例を作成した際に外してしまっているのが、道が払うべきお金だと思う。この中で、小樽市だけでなく、漁港を委任されている市町村が支払っていくのは腑に落ちない。今後とも、全道的な問題なので、北海道と関係部局で詰めていってほしい、率直にそう思うというのが概要でございます。

○古沢委員

道が払うべきお金だと思うと言いながら、ずっと小樽市が払ってきている。その当時の経済部長はだれでしたか、どういうふうにお答えしていましたか。

○総務部長

当時、経済部長で、古沢委員から御質問を受けたのは記憶しております。詳細は覚えておりませんが、当時の水産課長と、この案件については、後志支庁の水産課とも相当協議をして、それから道本庁の水産部ともこの件に関しては相当やりとりをしましてまいりました。また、道が管理する漁港ということで、我々だけでなく道内のほかの漁港でもかなりいろいろな類似の例があったようです。これを修理するには簡単に、小樽市だけが物を言っても解決しないということもあって、当時の記憶では北海道市長会の中に水産関係の担当課長が集まる会議があり

ましたので、その中で小樽市が議題として提出して何回か議論をして、そういった形で物を申していくという動きをしたことを記憶しております。

○古沢委員

その際、市長はどのようにお答えになりましたか。

○産業港湾部長

記録内容でございますけれども、当時、市長は、本来、道が支払うようなものであれば、そのように話をしたいと思うというふうな内容だったと思います。

○古沢委員

市長は、実は初めて聞いた、知らなかったと。どうも話を聞いていると、北海道が払うべきお金のようだと。地方分権一括法に絡んで、道の条例が変わって、扱いが変わったわけです。それで、交付金を減らされたわけです。しかし、依然として、電気代、修繕費は、この三つの漁港の分は小樽市が払えと言って、北海道は請求してきて、それを言われるがまま払ってきた。こんなばかな話はないということで、市長会に申し入れた。市長会では、統一して取り組みましょうというふうにして、これは翌6月の議会でお話を聞いたときです。これは、町村にもかかわる問題です。町村にある漁港で道管理漁港がありますから、町村会とも連絡を取り合いながら、この問題は整理したいというふうに報告していたのです。それから、丸々6年、さかのぼれば丸10年、先ほど言った金額を何の根拠もなしに北海道が払うべきものを小樽市が払い続けている。これは、もはや不適切な処理をはるかに超えて、言わば小樽市民にとってみれば全くの損害を与えているわけですから、執行している小樽市の責任というのは、金額をはるかに超えて大きいと私は思うのです。これをさらに、5年、10年先の宿題にするわけにいかないのです。

その点について、ぜひ責任ある展開と、こういう問題がずっと存在してきて、ずっと改善されないまま何の根拠もなしに支出がされていたということを監査委員も今、承知したと思いますから、この点についても監査委員の見解を再度お聞かせいただきたいと思います。

先に、事務方のほうからお願いします。

○産業港湾部長

今、委員のお話がありましたように、町村会や市長会にももちろんかかわるというお話でございまして、それで平成17年に、議会の翌年に、関係の市長会あるいは町村会が入って、これについての意見交換や解決方法を探っていたのですが、その場ではなかなか結論めいたことは出せませんでした。ただ、北海道といたしましては、その後、漁港の電灯料の負担も含めて、いわゆる維持・管理全体の見直しについては、漁港の維持・管理のあり方にも波及する問題なので、こういったものについては全道的な視点から市長会や町村会とも引き続き協議してみたいという見解は、私どもは承っておりますが、その後具体的な動きが道から示されていないのも事実でございます。

私どもといたしましても、先般も事務方でございますけれども、どうなっているのかというようなお話はさせていただいた経過がございますが、やはり、それ以降の進展はなかなかないというような内容でございました。したがって、私どもとしては、この問題について根拠がないというか、裏打ちされていない部分もございまして、殊さら、小樽だけの問題でなくて、漁港を所有する道内の町村にも及ぶ問題でございますので、一気に解決というのはなかなか難しい問題です。道としても、実際問題は苦慮しているということではないかと思うのですが、いずれにしても、ただいま改めての指摘がございますので、改めて私どもとしては道のほうに要請をするというか、お話をしてみたいと思います。

私も来年3月で満期の状態でございますから、そんな話をさせていただきたいと思います。

（「委員長、監査委員の前に」と呼ぶ者あり）

○委員長

ちょっと待ってください。副市長か市長かで、今のお話はないのですか。ないと。監査委員に持って行っていいですか。

（「委員長、監査委員の前に」と呼ぶ者あり）

○古沢委員

道の態度に触れましたけれども、先ほどの福祉医療助成事業にかかわっても共通するのですが、言ってみれば、私が本庁へ行って担当の所管の参事と話したときにも、最後の最後には、やぶをつついたら蛇が出るぞという話になるのですよ。これだったら補助金全額取消しをかける、取消しには時効もないのだというおどしをかけるわけです。だから、過払いになった部分だけを返してもらうというやり方で処理させてくれるのだったら、今の方法でやるほうが小樽市のためにもいいのだと言うのです。それはいいのだけれども、消滅した分まで含めて納めさせるというのはいかがなものでしょうかと言うと、それ以上言うなというのです。言え、もっとひどいことになるぞと言わんばかりです。今の話もそうですよ。これは前にも聞きました。全道的に取り上げて、北海道はそもそも地元にある漁港ではないか、自分のところで、市町村に委託していた分を自分のところで持つというふうに変えておきながら、実はちょっと変えるときに手違いが起きたみたいな、そんなニュアンスまで含ませて言わんばかりに、そんなことを言うのだったら、いろいろあるかもしれないけれども、今までどおり穩便に払っておいてくれたほうがあなたたちの身のためだぞと言わんばかりの態度が、この間、ずっと北海道がとってきている態度なのです。これに対して、どの市も、どの自治体も、この問題で手を挙げて解決をするということをできないで10年間来ているのですよ。根拠もなしに10年間、小樽市の税金から支出されているのです。

監査委員、いかがですか。

○委員長

古沢委員、今、答えるというような形でないような気がしますので、あなたの申し述べた意見がそのまま残った形で、小樽市自体がどうかというより……。

（「いやいや、監査委員にこのことも含めて検討、研究していただきたいのです」と呼ぶ者あり）

○木野下監査委員

昨日、私もその件につきましては初めて聞きましたので、本当は監査としてはそこを見逃したということで、全く責任は重々感じております。今後、その辺も踏まえまして監査に当たりたいと思っています。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○鈴木委員

◎1年間の総括について

それでは、決算ということでございますので、まず、1年間の小樽市の市政の集大成がこの決算ということと思っております。そういった意味では、この区切りがついた時点で、市長のほうからも、多少、総括のお話がありましたけれども、この決算に当たりまして、今年度の決算の特徴といいますか、特に産業の交付金等が今まで以上に交付税として厚目に配られているこの状況の中で、どういう総括といいますか、そういうことをお聞かせ願いたいと思います。

○財政部長

総括ということでございますけれども、一つは、おかげさまで、2年連続で単年度の一般会計ですけれども、黒字を確保することができたということが大きな一つかと思っております。ただいま、交付金のお話もありましたけれども、交付税自体も総額で、平成21年度から2年目になりましたので、対前年度で伸ばしていただいたというこ

とも一つ大きいという状況でございます。そういうこともあって、一般会計で 2 年連続黒字を維持できたということが一つです。

それともう一つは、健全化の判断比率ですけれども、21 年度決算の一般会計に限らず、特別会計のほうも、おかげさまで単年度黒字の基調をおおむね確保することができましたので、実質赤字比率、連結実質赤字比率という係数自体が 21 年度はなくなった、いわゆる表面上は赤字のグループから多少抜け出る形に近づいた、そんな総括はしております。

○鈴木委員

今、お話がありましたとおり、おおむね順調というふうにとらえておりますけれども、今回見せていただいております平成 21 年度の各会計決算説明書につきまして何点か質問させていただきます。

まず、これの予算につきましては、予算を立てるときの意思という形で、こういう金額の予算、そして決算額が結果なわけでございます。それで、拝見させていただきまして、この中で予算額と決算額がかなり乖離している部分、この点につきまして何点か質問させていただきます。

◎民生使用料について

まず、55 ページの民生使用料ですね。こちらの方は、予算額に対しましてプラスになりますけれども、798 万円と予想を大幅に上回っておりますけれども、まず、その点につきまして、どうしてこうなったかをお知らせ願います。

○（財政）財政課長

民生費の民生使用料の決算についてでございますけれども、今、委員からお話のありましたとおり、798 万円の増ということになっております。その内訳ということでいきますと、さくら学園使用料、これが 653 万円増加になっております。それから、児童デイサービス使用料が 211 万円となったことが主な要因でございます。

○鈴木委員

今申されました 2 点が大きい要素かと思っております。

そこで、このさくら学園使用料からいきますけれども、こちらでほぼ 650 万円とすごく増額になっているわけです。この理由は何でしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

さくら学園の使用料でございますけれども、こちらは定員 20 名の知的障害児通園施設で、未就学児童の年齢の方が利用しております。この増加の理由ですけれども、予算で組んでいる利用日数に比べまして実際に平成 21 年度、年度途中で子供が入ってくるわけですが、年度途中に増加をいたしまして、それに伴いまして主に北海道が費用負担をいたします障害児施設給付費が増えたものでございます。

○鈴木委員

これは、たしか 12 人から 17 人に増えましたということをお聞きしていますけれども、この 5 人増というのは当初から織り込みができなかったのかが一つです。

それから、今の社会情勢としまして、さくら学園に入学される方が今後増えていく傾向であるのかどうかを把握していらっしゃるのかどうかをお聞きしたい。

○（福祉）子育て支援課長

まず、人数の増加は、当初予算では 12 名で算出しておりました。決算上は、定員 20 人に対してですけれども、なりますと 16.8 人です。これについてはさくら学園も毎年途中で子供が入ってくるという状況があり、なおかつ年度末になりますと、いわゆる 5 歳児の子供が卒園をするという流れの中で、予算組みの段階では、次年度、卒園していなくなる子供の数はある程度わかりますが、入ってくる子供の数がほとんど読めないところがありますので、その点では固い数字で予算組みをしているという傾向にあります。

それから、今後につきましては、やはり日常的に障害を抱えた子供というのは、やや増えているような状況でも

ございますので、今後についても、急激な増加にはならないと思いますけれども、微増していくということは言えるかと思います。

○鈴木委員

確実に見込めないけれども、まずは予算を割るようなことはないということですね。

では、児童デイサービス使用料についての210万円の増加の理由を教えてください。

○（福祉）こども発達支援センター所長

児童デイサービス使用料に当たりましては、これまでの実績から1か月当たり約210人という想定で見積もった数字でございます。実際に、平成21年度につきましては、平均すると1か月当たり250人の実績があったということでこれだけの差額が出たということになっております。

○鈴木委員

これは、210人に対して250人、40名ほど増加ということですね。増加傾向にあることに対しまして、定員というか、マスでどのくらいの受入れが可能なのでしょうか。

○（福祉）こども発達支援センター所長

児童デイサービス、いわゆるこども発達支援センターの定員につきましては、1日当たり25人という設定で組んでございます。その計算でいきますと、単純に計算しますと、1か月当たり500人キャパシティーがあるということになります。実際には1か月当たり300人を超す状況もありますけれども、平均化して250人という数から見ると、受入れは今後も対応可能というふうに考えております。

○鈴木委員

今おっしゃるように、定員の半分ぐらいか、もうちょっとまで受入れ可能ということで、どうしてこういう形で増えたかということがよくわかりました。

◎おたる自然の村について

次に59ページのおたる自然の村についてです。これは、逆に困ったことに、予算額に対しまして458万円の減ということになっています。この結果につきましての御説明を願います。

○農政課長

自然の村の減収につきまして、自然の村には、おこばち山荘という宿泊施設があるのですが、その宿泊者数が減少したことにより、予算額よりも減額になったということです。理由につきましては、昨年ありましたトムラウシ山遭難事故によりましてツアーの中止、縮小が9件、約450名のキャンセルがあったことと、9月中旬から新型インフルエンザの流行が、秋の宿泊学習期間、連休と重なりまして、小学校とか保育園の児童・生徒、2団体約300名のキャンセルがありまして、これらの影響によりまして458万円も減額になったということでもあります。

○鈴木委員

決算説明書の177ページで、おたる自然の村には管理代行業務費等として7,000万円を使っているわけです。当初の歳入予算では、2,000万円ちょっとの収入を見込んでいますけれども、それを400万円落としたということで、今、その理由は聞きました。そうすると、来年はこういうことがなければ、予算どおり何とかなるということなのですね。

それともう一つは、今、7,000万円を入れて、収入2,000万円ですから差額5,000万円の赤字というのでしょうか、そのようになっています。ただ、これは、社会教育施設という部分もありますので、決してお金だけではないのですけれども、この重要性といいますか、どうしてもこの施設が必要だという理由をもうちょっときちんと言っていたいただきたいのです。

○農政課長

おたる自然の村には、今でも年間平均で、5年間でいきますと約3万640人の市民の方が、パークゴルフ場や宿泊

研修などで、長年親しまれている施設であるということと、キャンプ場等にしましても手ごろな値段で利用できる。それから、パークゴルフ場にしましても、高校生とか、市内のちょっと料金が高いところには行けないという方、老人とか、そういう所得の方が自然の村をかなり利用しているということで、これからも市民のニーズがまだまだあるのではないかとということで、これからもこういう施設は小樽市にとっては必要ではないかと思っております。

○鈴木委員

今お聞きしたのは、市が7,000万円入れて2,000万円の収入を上げて、差額5,000万円を払っています。そういうことについて、その5,000万円はこういうことに生かされているので必要だという、ニーズがあるとか、安くて楽しめるとか、そういう意味ではないのですね、聞いているのは。例えば、青少年を育成して小樽の子供がこういうふうによく伸びている、それはお金にかえがたいのでどうか、そういうことをお聞きしたいのです。

○農政課長

そういうことも含めまして、設置目的が、学童、青少年、それと都市生活者等の自然に親しむ方が当たるという点、これにつきましては、例えば平成21年度であれば来場、宿泊者が4,300人からなると、大いに市民の目的に寄与していると思っております。

それとまた、農業と親しむという目的につきましても、学童農園、それから市民体験農園等を実施しております。そういう目的にも達しているというか、目的を行っているということでは必要な施設かなと思っております。

○産業港湾部長

おおむね今のとおりですけれども、これができたときは本当に20年も前の話ですので、いわゆる小樽のこういう施設だけではなくて、各地に青少年の家などの類似施設が立ち上がったと思うのです。それは、基本的に税をもって国民あるいは青少年の健全育成に当たろうという趣旨で設立されたという経過が多いと思うのです。そういった意味で、この自然の村全体の目的は達成してきていると思うのです。ただ、この近年、こういった施設についても、さまざまな経営手法とかやり方などがあるということで、民営化されたり、経営の形を変えたりという国内各地の事例もございます。ただ、おたる自然の村公社というのは、自然の村の設立のために100パーセント小樽市の出資で設立した団体でございます。そのうちのかなりの部分、正職員が5人もおまして、きちんとした指導だとかに当たっているわけでございますので、人件費等も相当かかっておりますけれども、先ほど申しましたように、全体のこれからのあるべき姿等も考えていく、そういう時期になっているのではないかと思います。ただ、役割としては、決してもう終わったということではないと思っておりますけれども、やり方についてはいろいろ工夫が必要だというふうに思っています。

○鈴木委員

自然の村については、本当に必要性は感じているわけです。ただ、今、非常に厳しい社会情勢でございまして、では、なぜ必要なのか、どういう状態だから必要なのか、例えばデータ等でちゃんと説明できないと理解していただけない中、それをきちんとやっていただきたいし、広報でも知らせていただきたいという2点について、どうですか。

○産業港湾部長

指定管理者制度を活用した経営も相当たっておりますので、これからは効率的な経営というものを当然念頭に置いて進めていかなければならないと思います。そしてまた、この施設の基本である、先ほど申しましたような設置目的が、当然、達成されなければなりませんから、その辺の見合いも十分考えながら経営を進めていかなければならないと思います。

○鈴木委員

◎土木使用料について

それでは、次に移ります。

60、61ページの土木使用料についてです。土木使用料が4,974万3,903円の減ということでございますが、この大きな理由を教えてくださいと思います。

○（財政）財政課長

土木使用料が4,974万円の減となった内容についてですけれども、大きなものからいきますと、係留施設使用料が約2,861万円の減となったほか、指定保税地域使用料が約1,386万円の減、それから船舶給水施設使用料が約592万円の減、河川使用料が約81万円の減、こういったところが主な内容ということになります。

○鈴木委員

この中で大きいのが今言われた3点だと思っております。ここでお聞きしたいのですけれども、指定保税地域使用料と言いますのは、よく新聞等でもありますとおり、中古車輸出台数の減の関係なのですが、そのところを教えてください。

○（産業港湾）管理課長

指定保税地域の使用料につきましては、これは第3号埠頭にあります税関から小樽市が指定保税地域の指定を受けている地域でございますけれども、ここに輸出します中古車を蔵置する部分につきまして使用料を徴収するというところでございまして、平成19年6月から小樽市が指定するものです。

○鈴木委員

それは、事前にある程度、ロシアへの中古車は国策として関税が高くなるということがわかっていた時点で予算を組んでいらっしゃるのに、それにも増してこれだけ減るといのはどういうことなのでしょう。

○（産業港湾）管理課長

この指定保税地域使用料の見込みにつきましては、当然、平成21年度当初予算を組む段階で申しますと、過年度、平成20年10月までの実績と平成20年11月以降3月までの決算見込みを基に当初予算を組んでおります。この時点で、既に翌年の平成21年1月にロシアの輸入関税が引き上げられることは承知してございましたので、予算編成時点でも平成20年度の予算に比しまして約4割減で、台数でいきますと平成20年度決算で2万7,000台の利用があります。それに対して、予算では1万6,600台ということで、約4割減の予算を組んだところであります。ところが、減少の仕方が我々の予想をはるかに上回りまして、実績は7,620台と対前年から比べると70パーセント減という状況になったというのが現実でございます。

○鈴木委員

ロシア船だけではなく全般的に減っているのですけれども、この理由は船が入らないというだけなのでしょう。

○（産業港湾）管理課長

大きくは、今、係留施設使用料、船舶給水施設使用料も減少が大きいのですが、係留施設については小樽港に入港した船が接岸すると、それに対して船のトン数と係留日数によって使用料をいただきます。それから、船舶給水につきましては、その接岸した船から水を売ってくれという要請があれば水を供給するという事業でございます。これについては、端的に申しまして、船の数の多い少ないが増減につながるわけでございますけれども、平成21年度の予算編成時は、先ほども申しましたように、平成20年10月までの実績と決算見込みを基に積算したわけですが、その時点で平成20年度の決算見込み数値で当初予算を計上したということでございます。結果としては、係留施設使用料にかかわる船舶の数が、平成20年度は1,858隻だったものが、平成21年度実績では1,342隻と516隻の減少、対前年で約0.72という数字でございます。この中でも、外航商船、要するに外航船舶ですが、これは755隻が441隻とマイナス314隻の減少ということで、対前年0.58ということで、極端に減少しております。原因につきましては、円高の影響で先ほど言いましたように輸出貨物が減っているということもございまして、国内に目を移しますと、長引く景気低迷により荷物が動かないということが大きな要因と考えております。

○鈴木委員

そうしますと、決算のことですから、あまり先のことは言えませんが、船が入らないとどうしようもないということになりますので、頑張っていたきたいということしか言いようがないですね。

それでは、次に参りまして、63ページの総合博物館使用料についてです。こちら大幅に落ちております。その理由を御説明ください。

○(教育)総合博物館副館長

使用料の歳入決算につきまして説明申し上げます。

総合博物館は、平成19年7月にオープンをしておりますが、平成20年度に21年度の予算を立てる際、オープンからおおよそ1年たったところでもございましたが、1年を通しての開館という意味では、平成20年度が初めてでございました。そういうことで、経年実績の入館者数等のデータも乏しく、各種の企画を通しての期待感、そして努力等を見込んでの予算計上でありました。

平成20年度の入館料の収入の実績が、本館、分館を合わせまして1,728万7,000円でありましたが、21年度はおおよそ600万円の入館料収入の増を見込んでおりました。平成20年度の入館料の収入の実績としまして、まず、本館のほうなのですが、夏に実施いたしましたアイアンホースの生誕100年祭による有料入館者増おおよそ1万人、300万円ほどを見込んでおりました。実際には、有料入館者数としましては、20年度に比べまして横ばいの結果となっております。運河館では、新たな取組といたしまして小さな企画展、これは2か月間を基本に6回開催しておりますが、この入館者数の増も1万人、300万円ほどを見込んでおりました。こちらのほうは、20年度に比べまして有料入館者数で3,000人ほど、入館料で95万円ほどの増となっておりますが、期待した数には及ばなかったということもございます。

○鈴木委員

そうしますと、先ほど私が言いましたとおり、予算は意思なのです。こういうふうには1年間やりたい、例えばこのぐらい稼ぎたい、人を入れたい。そして決算は結果でしょう。それで、五百何十万です。要するに、2割も予想からずれているのです。だから、そういうことに対して、そうになってしまいましたというような答えなのですが、それでいいのかということを知りたいのです。

○(教育)総合博物館副館長

歳入部分を見ますと、どうしてもそういう形が表面上出てしまうのですけれども、実際には、実績面で考えていただきますと、平成21年度と20年度の決算比較で言いますと、実は入館者数も2万人、20.4パーセントほど増えております。また、分館のほうでも入館者数としましては約5,000人、21.5パーセント増加をしております。有料入館者数のほうの伸びがなかなか期待どおりいってなかったのですが、全体の入館者数というふうには考えていただきますと、それなりの結果を出してきてはいるのではないかとこのように思います。

○鈴木委員

言っている意味はわかるのです。入館者数は増えました。ただで入れたからたくさん来たのもあるし、減免というか、いろいろな面であるのでしょうか。ただ、聞きたいのは、予算を立てたわけですね。これだけ入れよう、これだけ稼ごうと公表したのです。ですから、客の数が減ってもこれを稼がなければいけないということにはなるのではないかとこのことをお聞きしたいのです。人が増えてそうなのだというのはわかりますよ。その点は評価します。そうなのけれども、結果的に500万円を落としたけれども、いいのだと、何となくそういうふうには聞こえるのです。でも、予算のとおり2,400万円の収入を得ようということ宣言したわけでしょう。

○(教育)総合博物館副館長

ただいま副館長のほうから答弁を申し上げましたけれども、平成19年7月、今年で3年ということで、実績データが乏しいということも実際にごございました。しかし、私どもも、やはり予算を立てた以上は予算を確保するとい

う観点から、21年、旅行代理店等に赴きまして、うちのパンフレット等の配布等をしてございます。結果として、21年はツアー客も増えてございますし、今年もそれを超えるような勢いでツアー客がございました。いろいろな部分で努力しているのですけれども、施設の状況、本館で言いますと10万人を突破している施設でございます。かなり数的なところが影響を受ける部分もございまして、一応、そういった努力をした中で何とか入館者数を増やしていきたいのです。特に、入館者につきましても、ツアー客をターゲットに見据えて努力してまいりたいというふうにご覧でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○鈴木委員

決算特別委員会ですから、どうしてこういう結果になったのかを聞くのが仕事とっておりますので、予算の立て方というのは、高いほうが格好いいし、意欲があるととらえられるかもしれないけれども、あまりにも乖離すると何ですかという話になるので、そこら辺のところはよく考えてつくっていただきたいということです。

◎総合体育館の使用料について

次に、66ページの総合体育館使用料です。総合体育館の収入も若干落ちてはございますけれども、このことにつきまして御説明をお願いします。

○（教育）生涯スポーツ課長

総合体育館の使用料の減ということもございまして、平成21年度の予算策定に当たりまして、総合体育館の基本使用料がこのたびの料金改定で14.5パーセント改定されたということで、前年度の実績に基づきまして予算編成をしたところでございます。ただ、歳入に当たりましては、専用使用料の部分で、昨年度は減免の件数が18件だったのですが、21年度は25件ということで、減免対象の大会が結構多かったということで、これによりまして歳入の減が100万円ほどとなっております。それとあわせて、当初、フットサルのFリーグの大会が4試合あるということで、1試合当たり30万円ぐらいの歳入の見込みをしていたのですが、これが3試合ということで1試合減りました。それらのことが歳入の大きな減少につながっているということになっております。

○鈴木委員

こちら、どうして減じたかということをしっかり分析してやっていただきたいのですけれども、施設料を14.5パーセント値上げして、減免もありましたけれども、収入が落ちるとというのは、何となく本末転倒な気もするのですけれども、そこら辺のコメントはどうですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

委員のお話のとおり、今回、利用料金は14.5パーセントの増になったのですが、歳入が減ってしまったという部分では、利用者数並びに利用団体数という部分では昨年とそんなに遜色がない形で、減少しておりません。ただ、今もお話をしましたが、今回、大きな部分で言いますと、衆議院選挙があったという部分です。そういう面で、これで歳入として見込めるのが大体80万円ぐらいあるわけですが、また、道主催の教職員大会とか、新たな小樽スポーツフェスティバルの開催ですとか、そういう新たな取組を市なりでやったという部分ことも減少の一つの要因になっております。これが、平成22年度におきましても、今回、参議院選挙がございましたので、来年度決算で同じことが言われるのかなという心配をしているのですけれども、そういう部分では、このあたりが大きな要因としてあったものですから、突発的なことなのかなと考えているところです。

そういう面では、推移としては、料金改定になったことで利用が減少しているということにはなってはおりませんので、そこら辺は私どもとしては安心してはいるところでございます。

○鈴木委員

これは余談なのですが、ちまたで望洋サッカー・ラグビー場が有効に使われているのかという声が聞かれるので、平成21年度決算で47万9,550円となっておりますが、この利用状況というのは結構使用されていると考えてよろしいですか。

○(教育)生涯スポーツ課長

利用状況につきましては、利用人数、利用回数等を昨年の20年度と比較しましても、平成20年度に大会等がありましたのが23回ですが、平成21年度は24回、大体同じぐらいの件数です。また、利用人数は、参加がどの程度あったかによるのですが、20年度が7,138人のところ、今回は8,561人と19パーセントぐらいの増という形になっておりますので、利用状況については当初どおり推移して使われているのかなと考えております。

○鈴木委員

◎衛生手数料について

質問を移します。

69ページの衛生手数料です。こちらのほうは564万1,461円増えています。これは何が増えていますか、教えてください。

○(生活環境)管理課長

衛生手数料の増の原因ですが、主なものといたしましては、71ページに記載の産業廃棄物処分手数料とし尿処理手数料となっております。

○鈴木委員

これでお聞きしたいのは、まず、産業廃棄物処分手数料が225万1,540円上がっていますけれども、これはどうしてこの差異が出たのか教えていただけますか。

○(生活環境)管理課長

産業廃棄物処分手数料の増加の理由でございますけれども、予算計上に当たりましては、前年度の決算見込みを基に予算を計上いたします。平成21年度につきましても同様の考えで、平成20年度の決算見込みを基に計上いたしました。平成20年度において小樽市内で発生した産業廃棄物のうち、一部が石狩市内の民間の堆肥化施設で処理されていたものがございまして、これが21年度から業者が受入れを拒否したということで、小樽市の施設に持ち込まれることになったことから、増加したというのが理由でございます。

○鈴木委員

今のお話を整理しますと、平成19年度までは小樽市がこの産廃の多くを引き受けていたのですけれども、20年度は民間業者が算入してそちらに移行したのですね。その後、21年度に、そこがおやめになったので、また小樽市に持ち込まれる数量が増えたため、こういう数字になったということでしょうか。

○(生活環境)管理課長

平成19年度までは小樽市内の処分場だったのですけれども、平成20年度に石狩市内の民間業者が産業廃棄物の処分の許可を取りまして、料金が小樽市内より安いということで、そちらのほうに持ち込まれました。今申しましたように、21年度からは業者が受入れを拒否したということもございまして、また小樽市内に入ってくるようになったと聞いてございます。

○鈴木委員

そこで、疑問といいますか、例えば小樽市で産業廃棄物を今まで会社から受けています。民間業者のほうの方が安いのですけれども、そっちへ行こうとしたら、ちょっと待ってください、うちに搬入してくださいよという話にはならないのですか。

○(生活環境)廃棄物対策課長

一般的には、排出者が独自というか、自分の処理責任がございまして、むしろ選択権は排出者側にございます。たまたま今回は、小樽市にも入れられるし、近郊のところにも施設があったということで、これは事業者が自分の選択の中で小樽市に入れる、あるいは近郊のところに入れるということはできることになってございます。

○鈴木委員

それはわかるのです。向こうが決めるのですね。そうなのですけれども、今まで小樽市がそういうふうによって、民間業者が入ってきそうになったときに、数字的に上げたいということにはならないのですか。うちで産業廃棄物をそのままやらせてください、という折衝などはないのですか。民間と考え方が違うのですか。

○生活環境部長

予算減額より処理済み額が多くなってきてお金が入ってくるわけですから、それは小樽市にとって非常に好ましいことですが、裏返すと埋立地を圧迫しているという状況にもなるわけです。最近、特に建設リサイクル法とか食品リサイクル法など各種法律が整備されており、そちらのほうでリサイクルを進めていただきたいという考え方がございますので、小樽市の埋立地にはなるべく入らないようにという考え方でやっております。

ただ、一般会計の中に入っている産業廃棄物処分手数料というのは、いわゆる桃内の埋立地に入っている産廃の料金でございます。桃内の埋立地は、御承知のように一般廃棄物とあわせて処理できる産廃として、特に小樽市では発生が多い水産加工業の業者の処理ということもありまして、あわせて排水処理から出てくる汚泥とか動植物性残渣も受けております。それが、やはり長く埋立地をもたせるためには、一般廃棄物、生活系廃棄物とあわせて処理していますので、なるべく事業系の廃棄物に関してはリサイクル法に基づいて小樽市のほうに入れられないでいただきたいというのが、長く使っていくためにも原則かなと考えております。

○鈴木委員

◎し尿処理手数料について

では、最後に、このし尿処理手数料の500万円が多いのですけれども、この件についての御説明だけお願いします。

○（生活環境）管理課長

し尿処理手数料の増の理由でございますが、それは平成22年2月の米国の艦船である、ブルーリッジの入港により発生したし尿処理量の増加に伴うものでございます。

○鈴木委員

そうしたら、ブルーリッジ1隻のし尿手数料は500万円ということなのですか。

○（生活環境）管理課長

今回のブルーリッジの入港に伴うし尿手数料につきましては、約400万円でございます。

○佐藤委員

◎移住促進事業について

それでは、私のほうからは、通告どおり移住促進事業について質問させていただきます。

小樽市の人口問題と外部から見た小樽市の現状や問題点というのは、この事業である程度またわかるのかなという、小樽市にとっては大変大切な事業という観点から質問させていただきたいと思っております。

まず、事務執行状況説明書のとおり聞いてみたいと思っておりますけれども、移住促進事業研究会の活動の中で、「ちょっと暮らし」そして「体験メニュー」とありますけれども、ちょっと暮らしの実績、件数ですとか期間ですとか利用施設ですとか、それと体験メニューについては利用状況についてわかれば教えていただきたいと思っております。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

御質問のありました事務執行状況説明書の企画政策室のページでございます「おたる移住・交流促進事業研究会による活動」というところでのちょっと暮らし施設及び体験メニューの推移とございますが、現状ですけれども、まず、ちょっと暮らし施設としましては、6施設であったものが9施設に増加しております。6施設の内訳が、宿泊施設として4施設、それと一般の民間アパートをちょっと暮らしということで利用していただくのが2施設の計6施設だったわけですが、それが宿泊施設の4施設が1か所増えて5か所、それと一般のアパート、マンションをちょっと

と暮らし施設として活用しているところが 2 か所から 4 か所になりまして、合計 9 か所ということで増えております。

その利用状況についてですけれども、ちょっと暮らし施設の中では年間で 6 件、12 名、それで 221 日間という利用になっております。施設としては、そこに九つありますけれども、利用された施設としては民間アパートを含めて 3 施設が利用されているということになります。

次に、体験メニューについてですが、こちらのほうは実際にこの移住促進ということでパンフレットに掲載しているものを見て利用している方だけの数字ではないものですから、体験メニュー利用者だけの数字としては押さえてございません。

○佐藤委員

その下のパンフレットの件なのですけれども、平成 20 年度は 8,000 部作成して、21 年度は 4,000 部ということなのですけれども、21 年度は、当然、20 年度の反省も検証も含めて新しいところにもきっと配布させたのではないかと思いますけれども、例えばどのようなものがありますか。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

パンフレットについてですけれども、委員が御指摘のとおり、前年度、パンフレットを 8,000 部つくっております。それを今回、平成 21 年度は 4,000 部に数を減らしているのですが、8,000 部のときは A 4 判を 4 枚分ということだったので、今回、4,000 部と数は半分ですが、紙面は倍の A 4 判 8 枚分ということで、紙面は倍増しております。ただ、前回は 1 年目ということがあって、どれぐらいの部数という見積りが難しかったということで、前年の実績を踏まえて 21 年度は半分の 4,000 部、それで中身を充実させたということになっております。

○佐藤委員

ぜひ、有効に使っていただきたいと思います。

それと、お試し移住、小樽体験ツアーの実施、2 月 15 日から 18 日、道外から 7 組 10 人が参加となっておりますけれども、参加者はどのような地域からこの体験ツアーに参加されているのか、その辺の実績はいかがですか。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

お試し移住、小樽体験ツアーの参加者の地域ということですが、今年 2 月に北海道外と限定して募集したところ 7 組 10 名の参加がありました。主に、関東圏から 4 組 5 名、ほかは仙台から 1 組 2 名、神戸から 1 組 2 名、新潟から 1 名、合わせまして 7 組 10 名の参加をいただいたところであります。

○佐藤委員

その下で「首都圏等での PR 活動」となっていますけれども、これに関しては 3 か所でどのぐらいの来場者かということと、来場者アンケートの中身、リクエスト、課題等がありましたらお知らせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

ここに記載しております 3 か所での移住フェアということでありますが、まず 1 か所目といたしましては、例年、東京、大阪で 2 か所続けて数年やっております。まず、10 月 17 日に大阪のほうで北海道フェアをやっております。来場者数は 1,700 名、参考までに北海道内の自治体が 32 町村参加しております。

次に、東京の北海道暮らしフェアですけれども、これは 11 月 7 日に行っています。来場者数は 1,500 人、北海道内 37 市町村が参加しております。

もう一つ、昨年、横浜京急百貨店で大北海道展という物産展が、小樽の物産を中心に行われました。そのときにあわせて、オール小樽として観光物産、それと移住の相談窓口ということで要請がございまして、昨年 9 月 24 日から 27 日北海道物産展に移住窓口を設置して御相談に応じているところであります。

その 3 か所で行っております移住のアンケートということで、その結果ですけれども、アンケートにつきましては、本当に簡潔なアンケートには調査項目は六つほどしかないのですが、その中で北海道に行ったことがあります

か、小樽に行ったことがありますか、また行きたいですか、小樽に住んでみたいと思いますかという簡単な御質問にお答えをいただいております。その中で、アンケート結果としましては、小樽に行ったことがあるという方が81.9パーセント、また小樽に行きたいですかという設問については、また行ってみたいという方が97.7パーセント。それと、小樽に住んでみたいと思いますかという設問に関しては、移住を検討したいと思っているが17.5パーセント、期間限定、季節限定、1か月程度なら考えてみたいという方がおよそ60パーセントの回答をいただいております。

○佐藤委員

3か所も開催した中で、それだけ高い知名度と関心があったということなのですからけれども、今度は移住に関する相談件数、これはフェアではなくて一般的なところでのホームページのアクセスを含めてということなのでしょうけれども、これに関しましては今年度40件の相談件数があったということですからけれども、この辺に関しては大分前から移住については小樽も取り組んでいるということですからけれども、過去5年間の相談件数、それと研究会のホームページにもQアンドAという形でリンクされている部分はありますけれども、その主なものについてお知らせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

御質問のありました移住の相談件数についてですけれども、平成17年度から移住相談のワンストップということで、企画政策室内に窓口を設置し、対応しております。そこに寄せられました電話、ファクス、メール、又は直接お越しいただくと、それらの総数でございますけれども、17年度59件、18年度47件、19年度25件、20年度42件、21年度40件、5年間で213件の相談受付をいただいております。

ホームページ上の主な内容ということですが、「小樽に住む」又は「小樽を語る」等、住まいの情報のリンクですとか、「小樽を語る」につきましては移住されてきた方々のインタビュー等を掲載しております。

○佐藤委員

過去、平成17年度からの相談件数をお話しいただいて、平成21年度も加えると200件以上の相談があったということですからけれども、その中身なのですからけれども、主なもので結構ですからどういうことを相談されている内容が多いのかということについてお知らせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

相談の内容についてですけれども、やはり一番多いのは住居に関してのことになります。小樽に住みたいと思っているのだけれども、これぐらいの広さでこういった家はないだろうかという御質問が一番多いのです。その中で、先ほども説明いたしましたけれども、ちょっと暮らしということで体験できる施設等に関する問い合わせも増えております。住居の次には、そちらに住むことで何か特典はあるのでしょうかという御質問ですとか、最近の雇用情勢にもよるのですが、そちらに住めば仕事は早く見つかりますかというような問い合わせがあります。

○佐藤委員

それらの相談内容を、当然、検証されて次年度の事業に生かしていくということなのでしょうけれども、その次の移住決定数について、平成21年度は9人ということでした。平成20年度を見ると8件で15人という実績はありますけれども、この辺について先ほど相談の件数も平成17年度からというお話も聞きましたけれども、移住された方の世帯数、人数について、平成17年度からの実績があれば教えていただきたいと思います。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

移住された人数と世帯数についてでありますけれども、平成21年度の入居状況のところでは5件9人というふうに記載しております。それを、先ほど御説明いたしました平成17年度から平成21年度までの5年間で、先ほど213件の相談があったと報告いたしました、その213件の相談のうち小樽のほうに移り住んだ方は33世帯74人というふうになっております。

○佐藤委員

33世帯74人ということですが、例えば世帯主の年齢構成というのですか、何歳ぐらいの方が多いいのか。例えば、移住促進事業が始まったころは、リタイアされた方に帰って来ていただくとか、別の観光地でそこに住んでいただくということが、本来、話されていた主なターゲットだったと思いますけれども、この5年間で済んでその辺の実情はどうだったのか、その辺に関してはいかがですか。

○(総務)企画政策室川嶋主幹

移住された方の世帯主の年齢構成についてですけれども、先ほどお答えいたしました移住された33世帯のうち、世帯主が50代の方が16世帯のおよそ半分、60代が6世帯、70代が2世帯ということで、50代から70代でおよそ75パーセントを占めているという結果になっております。それと、50代の方が16世帯でおよそ半分ということで、当初は移住ということでお仕事をリタイアされて、その後、考えられてということが多いのかなという予想はあったのですが、実際に移住された人の結果を見ますと、60歳前にある程度決断といたしますか、移住をされる方が多いのかなというふうに考えております。

○佐藤委員

先ほどの相談の中身にも仕事の話も入っていたと思いますけれども、例えばこの33世帯74人ですけれども、一回小樽に住んで、やはりこれは違うなとか、ここでは暮らせないなという形で小樽を離れられた方はいらっしゃるのでしょうか。

○(総務)企画政策室川嶋主幹

すべて押さえているわけではないですけれども、1世帯、移り住んで御商売をされていたのですが、事情があってやめられて小樽から離れられたという例は聞いておりますが、全体数値として33世帯のうち今現在何世帯というのは押さえておりません。

○佐藤委員

1世帯の方が離れた事情を、今お話しされませんでしたけれども、その事情がわかればまたお話ししたいというのと、冒頭にも言いましたけれども、小樽の人口問題と外部から見て小樽がどういうふうに映るのかということを知るいいきっかけだとは思いますが、それで事業費としては平成20年度も21年度の予算も200万円という中で、21年度の決算数字を見ますと、199万3,485円のほぼ満額が使われているということがあります。これが大変必要な事業ということもありまして、その結果としてこの事業費の199万3,485円は十分だったのか、本当はお金があればもっとこんなこともしたかったという検証もされているとは思いますが、この事業の平成21年度の総括を含めて、室長のほうからできれば一言いただきたいと思っております。

○(総務)企画政策室長

移住促進事業にかかわる平成21年度の総括ということでお尋ねがございましたけれども、今、担当の主幹のほうから答弁したとおり、過去5年間で33世帯74人の方々が移住されているということです。公式的なランキングは示されているわけではないのですけれども、私どもは全体的に道内の自治体の状況がどうなっているか調べますと、多く移住されてきている自治体の数と比較しましても小樽市に移住されたこの33世帯74人というのは遜色のない数字ではないかなというふうに思っているところです。

今、予算との関係でお話ございましたけれども、実は先日、民間のシンクタンクでございます、ブランド総合研究所というところが魅力度調査を公表しまして、小樽市の結果というのは全国で5位という数字が出されております。こういった観光的な数字の評価と比較いたしますと、例えば居住意欲というものが全国で29位ということ、それから、生活に便利、快適なまちとしてどうかということになりますと474位ということで、観光的な視点と比較いたしますと生活的な視点というのがかなり乖離した結果になっているということで、この地域魅力度調査の結果ということはある意味で重く受け止めているところでございます。

予算との関係で今、お答えしなければいけないのですけれども、先ほど言った研究会のほうでパンフレットをつくっております。私どもの移住促進事業の多くは P R 事業、広告宣伝費に非常に多くの比重を充てておりますけれども、このパンフレットの中には既に小樽にお住まいになられて小樽のまちのよさみたいなものが紹介されている部分もありますから、こういった部分をもう少し前面に出しながら戦略的に取り組んでいく必要があるのかなというふうに考えておりますので、そういった意味から申しますと、もう少し P R 経費を十分かけながら戦略的に取り組んでいければなというふうに考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 49 分

再開 午後 3 時 10 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○千葉委員

◎平成 21 年度決算状況と歳入確保について

それでは、初めに、市民税の収入について若干お伺いしたいと思います。

平成 21 年度の予算編成の際に、市長の提案説明の中にもありまして、20 年度予算と比べても大変厳しい予算編成をされていたと思っております。市民税においては、前年度比マイナスの 1.8 億円、固定資産税についてはマイナス 1.9 億円など、合計でも 20 年度比 4.7 億円の減少予算を組んだというふうになっております。このたび決算が出たわけですが、この内訳についてみますと、個人市民税は予算では 50.1 億円、法人税では 11.1 億円等と、総額で 149.3 億円という予算になっております。実際に決算額でありますけれども、総額で結構ですが、総額の金額、また差額についてと、この差額がマイナスだったわけですが、この要因について教えていただけますでしょうか。

○（財政）市民税課長

平成 21 年度の市税収入の決算額ですが、145 億 1,900 万円ということで、予算に比べまして 4 億 1,200 万円減少しているという状況になっています。特に、減少となった税目の要因についてであります。21 年度の予算編成に当たっての市税収入の見積もりにつきましては、税制改正の動きや過去の実績などを勘案しながら作成しておりますが、個人市民税については、平成 20 年秋のリーマンショックなどの長引く景気低迷の影響がありまして、予想以上に個人所得あるいは法人事業主の営業所得等の減少が見られたこと、また、たばこ税については、健康志向の影響で減少傾向が続いておりましたが、さらに販売本数が減少したということ、それから、固定資産税、都市計画税につきましては、依然として土地価格が下落していることや、家屋においても新築等が減少していることに加えて、土地家屋の 3 年に 1 度の評価替えの年に当たりまして、評価額が下がったことなどが要因と考えております。

○千葉委員

先ほど部長から総括的なお話が若干あったのですけれども、それを取り上げて申しわけないのですが、その中で表面上、健全化判断比率はおおむね良好になったという話がありました。表面上ではなくて、その表面の下にある部分で、財政部長として、まだ懸念されている点についてどのようにお考えですか。

○財政部長

何度か御説明しておりますけれども、なかなか実質的に収支均衡はとれておりませんので、一般会計はまだ他会計から借入れをして何とかしのいでいる状況です。それから、退職手当債も借りております。そういう状況がひとつあるのと、目的基金からも、毎年度ではありませんけれども、借入れがあるという意味で、実質的にはまだまだ健全化の途中かなという形で、健全化判断比率と年度の決算状況を総括でまとめて、その時点で切った段階で表面上の算定をしますので、そういう面でクリアはできますので、実質的にはまだまだ再建の余地はあるのかなという思いで申しました。

○千葉委員

厳しい中にも、先ほどお話がありましたとおり、平成21年度決算は単年度収支が6億2,875万円の黒字ということで、大幅に赤字が減少しました。3,073万円まで減少したわけであります。先ほど、市税の収入が全般的には前年度比から見ても7億8,800万円と、かなり減収になったという非常に厳しい中にも、大きな黒字の確保をしたのだなというふうに感じております。今回、広報おたるでも「決算の内訳について」の中で主な要因として幾つか書いてありますけれども、改めて決算説明書を読みますと、不用額がかなり多いということで、今までいろいろ議論がありました。ちょっと取り上げてみますと総務費が約1億900万円、民生費においては約7億9,100万円、衛生費は約1億9,700万円、商工費については約3億1,300万円等と、大きいものだけを吸い上げてみても17億円、18億円ということで、非常に大きな不用額が出ております。広報おたるを見た市民の方からも問い合わせといたしますかお話があったのですが、この決算の内訳についても一般会計の部分で「最終的には職員給与費や生活保護費などで不用額が生じたこともあり」というふうにあります。

不用額というと、不用という言葉にあまりいい印象がないようで、不用であれば最初からなくてもよかったのではないかというような感じで見ますと、そういう市民からのお話もありまして、不用額というそもそもの考え方ということで、いろいろ議論の中では市民サービスを削って出したのではないだろうかとか、事業費を削ったのではないだろうかという議論もありますけれども、不用額は一般に言われている経費削減で不用額を生んだということと、翌年度以降使えない、また翌年度以降に繰り越すような不用額もあると思いますけれども、その辺の内訳を、大まかで結構ですが、わかる部分で教えていただけますでしょうか。

○（財政）財政課長

不用額についてでありますけれども、最終予算額の約602億9,000万円に対しまして支出済額は570億円ということで、単純に差引きますと32億9,000万円が不用額ということになるのですけれども、そのうち公共投資臨時交付金ですとか、あとは地域活性化臨時交付金などを財源としている事業の繰越し分が約11億円ありますので、それを差し引きますと約21億円が不用額ということになります。

その不用額が生じる要因ということになりますと、端的には、予算上の見積りに比べて各制度の利用が少なかったということが上げられますが、一方で、年度末まで予算執行の見込みを把握することが難しいということで補正も困難だということも上げられるかと思えます。

○千葉委員

翌年度の繰越しとした11億円についてですけれども、もう少し詳しく教えていただけますか。

○（財政）笹山主幹

繰越し額11億円の内訳でございますけれども、きめ細かな臨時交付金について約3億円、それから公共投資の臨時交付金でも約3億円、その他としまして約5億円という内訳になっています。

まず、きめ細かな臨時交付金でいきますと、旧日本郵船小樽支店の電線の地中化ということがございまして、これで約9,000万円ございます。それから、中学校の屋根、高圧充電設備の改修等で1,000万円。あとは、衛生費の中で墓地の施設改修等で1,000万円などになっております。

その他の先ほどの約5億円の内訳でございますけれども、衛生費の中で新型インフルエンザワクチンの接種費用負担軽減事業費というものがございまして、これが平成22年度に繰り越した事業として約1,400万円ございます。

○(財政) 財政課長

他会計への繰出し分がございまして、そういったものを合わせますと、一般会計から繰出して、そういった部分がその他ということで集計しています。その分で約5億円となっております。

○千葉委員

先ほどの21億円の不用額についてですけれども、若干説明があったかなと思っているのですが、まず、予算執行別で不用額が発生したものが積み重なって、結果的に大きな不用額として出てくるというふうに思っているのですが、執行する段階の不用額について、適正であるかどうか、妥当にちゃんと行われているかどうかとか、最終的に不用額が積み重なってくる途中の段階でチェック機能としてどういうことが行われているかということでお聞かせ願いたいと思います。

○(財政) 財政課長

不用額のチェックといいますか、歳出予算の執行状況を見込みという形で所管部局に照会をかけております。それは、時期につきましては大体11月下旬から12月にかけて年間を通じた予算の執行見込みというものを各部に照会をかけまして、見込みと不用額といったものを掌握している状況でございます。明らかに執行残が見込まれるといったものについては、第1回定例会にいわゆる5定補正で減額するというのもございますけれども、なかなか最終まで見込みを得ることが難しいということが実情でございます。

○千葉委員

今、不用額についてはお伺いしたのですけれども、実際、先ほど市税の減収ですとか、今回のいろいろな国の政策による交付税の増額ですとかで、ある意味、赤字が減った要因もそこにあるのかなと感じているのですけれども、今後は、市税収入を増やすということももちろんそうですが、今回、広報にもありましたとおり、滞納の対策なども重要なのかなというふうに感じています。

◎税外収入の状況について

税外収入の状況についても若干お伺いしたいと思うのですが、この税外収入の状況の中で、広報に載っておりますけれども、滞納額の状況が出ておりました。この中でちょっと気になる箇所を2点お伺いしたいのですが、初めに保育費の負担金、保育料についてですけれども、収入率が77.5パーセントということで、非常に低いのだなと感じています。この原因と、滞納額7,440万円について、どのような理由で滞納されているのかということについて若干お伺いしたいと思います。

○(福祉) 子育て支援課長

保育費負担金の収入率77.5パーセントですけれども、これは内訳として現年分と滞納繰越分とがございまして、現年分については、収入率が96.6パーセントでございますけれども、滞納繰越分は12.8パーセントとなっております。このうちの現年分については、昨年よりも2.5ポイント収入率がアップしておりますし、滞納繰越分についてもポイントはアップしておりますけれども、いかんせん滞納繰越分、いわゆる過年度分と言っておりますけれども、そちらのほうの収納がなかなか進まない。これは、既に滞納になっておまして、分割納付の約束などを行っている方もおりますが、少額ながら継続して収納を進めているというようなことで率が伸びていない状況となっております。

それから、その理由などにつきましては、やはり生活困窮ですとか、あるいは既に分納をしているということで全体の納付が伸び悩んでいる理由となっております。

○千葉委員

滞納への取組ということで、平成21年度からは子育て支援課のほうに収納担当者を配置して徴収強化を行いました

たというふうにあります。ここの対20年度増減について滞納額が約800万円、前年度に比べて減少しておりますけれども、実際にどのようなことが行われたのか教えていただけますか。

○(福祉)子育て支援課長

これまでも保育費負担金については、部内の管理職等による年数回の特別対策と申しますか、具体的には夜間の電話催促とか臨戸訪問を行って収入率の向上に努めてきておりますけれども、やはり継続的な対応が難しいということで、今回、平成21年度に専任の職員を配置いたしまして、より継続的な対応、それからより積極的な対応を心がけてきております。例えば、夜間の電話催促でありますと、月2回ほど定期的を実施しておりますし、それから夜間の臨戸訪問も毎月原則実施しています。あるいは、保育所を訪問して保護者の方と直接お会いしてお話をさせていただくようなことも、年間10件ほど行ってきてございます。

○千葉委員

ある意味、悪質な滞納に関しては強硬な手段が必要かなと思うのですが、夜間の電話とか夜間の訪問というのはトラブルがないのかどうかということと、先ほど聞けばよかったのですが、滞納額に関しては何世帯ぐらいの方たちによってこの滞納額が発生しているのかということも教えていただけますか。

○(福祉)子育て支援課長

まず、トラブルなどについては、小さいいろいろな行き違いとか、保護者の方の考えと私どもの考えの違いなどというのは現実でございます。それについては、よくお話をしていく中で解消をしていくようにしております。

それから、滞納者の数ですけれども、平成21年度の実績を見ますと、現年度分の未納者数が97世帯、それから滞納繰越分は242世帯になっています。

○千葉委員

多いのだなという印象を受けました。もう一点、この中の科目で生活保護費返還金収入の滞納額について同じく伺いたいのですが、こちらの金額が7,590万円、収入率が49.9パーセントということで、この生活保護費返還金収入の滞納の内訳というか、内容はどのようなものが滞納額となっているのか教えていただけますでしょうか。

○(福祉)生活支援第2課長

生活保護費返還金収入についてですけれども、これは資力があるにもかかわらず、すぐに最低生活に活用できない場合など、さまざまな状況から結果として保護費を過大支給した場合に、その過支給分を返還してもらう収入であります。具体的な例で言えば、例えば障害年金等の裁定請求や認定の遅れ等で遡及して支給された場合、交通事故などで補償金や保険金を受け取った場合、収入申告が過少あるいは申告がなかった場合など、過去にさかのぼって収入認定する事情が生じた場合に支給済みの保護費を返還してもらうことであります。

○千葉委員

同じように、この返還金収入に対する対策と申しますか、それは実際にどのように行われているのでしょうか。

○(福祉)地域福祉課長

事務手続は地域福祉課のほうでやっておりますけれども、多くは継続している生活保護者であれば生活支援課のケースワーカーに担うところが多いのですが、対策はまず、できれば発生したときに全部取り切れるのが理想なのですが、どうしても収入の部分でさかのぼったり、例えば年金で消費してしまったような場合であれば、どうしても分割納付という形になってしまいまして、最低生活費を維持しながらも分割というふうな形になるかと思っております。そういった中で、できる限りの努力の部分で月々何とか納めていってもらうというのが、ケースワーカーの生活指導の中で決定するというのが第一かと思っております。

あと、対策としては督促状等を出して納付を促すというようなことで進めております。

○千葉委員

先ほどの内容の中で、未申告の収入についてのお話が若干ありました。これは相談されることもあるのですけれど

ども、子供がアルバイトした収入を申告しなかったですとか、子供が成長するにつれてそういうアルバイトとかをする年代になってくるのも可能性としてあるわけです。それを聞いていなかったとか、知らなかったということで、生活支援課の方との話し合いになっているケースもあるやに聞いています。こうしたトラブルを避けるために、例えば生活保護を受けている段階で指導といいますか、最初にそういうことを言ったということではなくて、定期的に生活保護の条件とか申告の内容といったお話はされているのかどうか教えていただけますでしょうか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

ただいまの御質問ですけれども、生活保護開始時には生活保護のしおり等を用いて、収入があった場合の届け出については徹底するよにということ指導しています。そのほかに、年に何回か定期訪問等をして生活実態を把握していますので、例えばアルバイトなどをするような年齢の方がいる世帯など特に注意をしながら収入があったときの申告については随時指導しているところであります。

○千葉委員

そのようにお願いしたいと思います。

◎滞納者への取組について

滞納者への取組に戻りたいと思うのですが、道と道内の市町村が連携して差押えの予告書を送付するような報道がありました。ちょっとイメージがわからないものですから、若干、内容について教えていただきたいと思えます。

○（財政）納税課長

さきの報道で出された内容ですけれども、道税と市町村税の滞納対策として、北海道と各市町村がそれぞれの滞納者に対して同時期に催告を行うというものです。通常、北海道や各市町村は、それぞれの年間スケジュールの中で滞納処分の手続を進めているため、本来、催告時期がばらばらになっているわけですけれども、これを同時期に一斉に行うことで、その PR 効果をねらったもので、今回、そのねらいどおり、新聞にも大きく取り上げられたところです。

○千葉委員

私の抱いていたイメージというのは、道の延滞分と市の延滞分を一緒にまとめてというか、経費節減かなど。そうではなくて、あくまでも滞納者に対して、あなたは滞納していますよと、払う義務がありますよと PRするのが趣旨ということでしょうか。

○（財政）納税課長

北海道も含めて、どこの自治体も滞納があった場合に、それぞれの滞納者に対していろいろな催告や財産調査の予告などを行っているのですけれども、これはあくまでもそれぞれの団体が個々の滞納者に対して通知しているものですから、これをもっと、報道も含めて全体的に、例えば今月は強調月間としてどこの自治体も取り組んでいますよという、そういう PR 効果をねらっています。

○千葉委員

小樽として実際に対象になる滞納者の人数だとか、滞納額についてはもう出ているのかどうか教えていただけますか。

○（財政）納税課長

小樽市分の催告件数については、今、集約中で、正確な数字はまだ申し上げられないのですが、人数的にはおおよそ 3,500 人程度になると見込んでおります。

○千葉委員

わかりました。

やはり、市税収入の収入率も下がってきているということもありますし、今後、交付税がどういうふうな方向に

いくのかということも懸念される中で、やはり悪質な滞納者に対しましてはきちんと市民の目線から見ても公平、公正に行っていかなければいけないと思っています。広報にもそういう内容が書かれていますけれども、今、全国 40か所の自治体で、滞納者に対して行政サービスを制限するという条例を定めたり、条例ではなくて要綱で定めたりという動きも若干あるような報道がありましたけれども、小樽市としては、そのような考えについてどうなのかということと、若干、市税の滞納者についての条件を設けている項目も小樽市にはあるのかなと思っているのですが、その辺についてお聞かせ願えますか。

○（財政）笹山主幹

市税の滞納に係る行政サービスの制限についての御質問でございますけれども、財政再建推進プランの実施計画の中に、「公平で適正な負担のあり方」という項目がございます。その中の「収入率の向上」という項目に「滞納者に対する行政サービスの制限の検討」ということを掲げておまして、具体的には、市税滞納者に対する入札資格等の制限ということで、これにつきましては平成18年度に実施しております。その後、行政サービスの制限ということでは、企業立地促進条例に基づく課税免除、これについては平成19年度から滞納がないことの証明を義務づけておりますし、産廃処分場の管理・運營業務委託の受託資格についても滞納がないことの証明を義務づけております。また、指定ごみ袋の取扱店についても、滞納がないことの証明を義務づけております。

○千葉委員

若干お伺いしたのですが、先ほど条例という話もしたのですけれども、条例を設けているところもかなり項目もいろいろあって、もしも小樽市で即対応するとすれば非常に慎重な議論が必要なのかなと思っていますけれども、今、実際に小樽市では入札とか産廃とかごみ袋について制限を設けているというお話がありました。これは、ほかのサービスについて、今後、拡大するとか、ある意味、基準的なことを市で定めることも若干必要なのかなというふうに思いますけれども、その辺についてのお考えはいかがでしょうか。

○財政部長

大変難しい問題に入っております。しばらく検討してみたいなというふうには思います。私どもも、他都市の先進事例は承知しておりまして、常に財政健全化の担当なり財政部局としては検討しなければならない課題だと思っております。

一番懸念されるのは、負担の公平、公正という観点で通し切れるかということです。今現在行っておりますのは、先ほど言いましたように、どちらかといいますと企業活動に伴うものについては、そういう企業では、最低限、市税の滞納がないようにということで申しておりますけれども、これが個人のほうにどこまで踏み込めるかというあたりは、もう少し検討期間をいただきたいと思っています。

○高橋委員

◎行財政改革について

私のほうは、事務執行状況説明書の中から12ページの行財政改革関係で何点かお聞きしたいと思います。

12ページには、「人件費等の抑制」という項目がありまして、「ア 定員管理の適正化」ということで、財政再建推進プラン実施計画に平成17年度から21年度の5か年でさまざまな推進プランをやってきた中の一つであります。

この平成21年度の事務執行状況では前年対比しか出ておりませんので、逆に推進プラン実施計画期間である平成17年度から21年度、いわゆる直近の5年間の推移をまず確認してみたいと思います。それで、数字を教えてくださいなのですが、この直近5年間の会計別の職員数の推移を教えてください。

○（総務）職員課長

過去5年間の職員数の推移ですけれども、会計別ということで一般会計、特別会計、企業会計別に申し上げます。まず、一般会計でございますが、各年4月1日現在でございますが、平成17年度で1,257人、18年度が1,240人、

19年度は1,198人、20年度は1,142人、21年度は1,082人、22年4月1日現在では1,054人ということで、17年度から比べると203人の減となっております。

それと、特別会計でございますが、17年度は62人、18年度は63人、19年度は58人、20年度は62人、21年度60人ということで、22年4月1日現在では62人ということで、差引きしますと平成17年度と変わりはありません。

それと、企業会計でございますが、これは水道、下水道、病院、産業廃棄物等の四つの会計が入ってございますが、17年度は705人、18年度は670人、19年度は664人、20年度は630人、21年度は570人、22年度は565人ということで、17年度当初と比べますと140人の減ということになっております。

○高橋委員

特別会計以外は大幅に削減をしたということですね。

確認したいのは1点なのですが、この企業会計の人数が結構減っているのですけれども、このうち看護師はどのぐらいの割合を占めているのか、もしわかれば教えてください。

○（総務）職員課長

今、答弁した手元の資料の平成17年度は4月1日現在ですが、実は財政再建推進プランの当初、17年度は5月1日にしてまして、看護師の異動が落ちついた時点をスタートとしているものですから、それとの比較で申し上げますと、看護師で言うと平成17年5月1日から22年4月1日までで97名の減になっております。

○高橋委員

そうすると、それ以外の方が43名ということですね。わかりました。

削減された職員の方々の財政上から見た財政効果額はどのぐらいになるのでしょうか。

○（総務）職員課長

単純に1人720万円で計算しまして、今、343名減っているというふうに報告いたしましたので、それで単純計算しますと24億7,000万円程度というふうになります。

○高橋委員

大変大きい額だと思います。

それで、どのように削減をしたかということで、その方法について簡単に説明をお願いしたいと思います。

○（総務）職員課長

これまでも何回か話をしてきておりますが、健全化が始まりました平成17年度あたりから、原則、退職者不補充ということで進めてまいりました。それで、平成24年度までの計画期間中で一定の配置基準を決められている職種とか医師、看護師を除きまして原則、退職者不補充ということです。ただ、平成22年度以降については、健全化計画上は、現業職を除きまして退職者の2分の1を採用しているということで計画しております。

単純にそういった形で減らしてきたわけではなくて、民間委託ですとか指定管理者制度の導入といったものを取り入れる中で、職員配置に当たりますが、我慢できるところは我慢するというので、毎年度、各部局からヒアリングを行う中で、必要な人数を配置する形でやりくりしているところです。

○高橋委員

ちなみに、逆に事務職として採用されてきた直近5年間の各年度の人数と合計がわかれば教えてください。

○（総務）職員課長

平成17年度以降の事務職の採用でございますが、採用試験自体は平成16年度にやっておりますが、平成17年4月の採用が13名、2年間飛びまして20年4月採用が8名、昨年度、21年の採用は9月に社会人採用として4名、それと今年の春、22年4月に16名、社会人も含めると計41名を事務職として採用してきております。

○高橋委員

わかりました。それで先に全道的な位置を知りたいと思うのですが、今年はないという説明を聞いていまし

たが、「小樽市の財政」の中で「職員状況調」というものが前年度までありましたけれども、小樽市の職員数については全道的にはどういう位置にあるのか、簡単で結構ですので、説明していただきたいと思います。

○（総務）職員課長

今、詳しい資料は手元にはないのですが、全道的に比べると、若い年代が少ないというふうには押さえております。

○総務部長

小樽市の職員数の特徴も含めて、実は全道の10万人都市の比較の中では、古いまちですから、そういう意味では一時期やはり職員数がかなり減ったのは事実だと思います。それ以降、ここ10年の中で職員数は600名前後にまで減っておりますので、今、全道の中では決して多いほうではないと。ただ、比較の中でいきますと、市域が東西に長く消防の出張所が多いので、他市に比べると消防の職員数が多くなっています。それから、病院、港湾、保健所、つまり、ほかの市にない部分での職員ですね、こういうのが小樽市としてはどうしても多くなります。その辺を比較しても、今は全道の中では決して多いほうには入っていないと思っています。

○高橋委員

昨年のデータを見ますと、平均より下回っているという数字が出ております。今度は職員数の内訳を確認したいと思います。まず、事務職に限ってですが、総数と年代別の人数を押さえていましたらお願いしたいと思います。

○（総務）職員課長

事務職の職員数でございますが、今年の4月現在で545名となっております。年代別でございますが、このうち50代が167名、40代が183名、30代が160名、30歳未満が少なくなって35名となっております。30代、40代、50代はわりと30パーセント前後で構成されているのですが、30歳未満になりますと、当然、採用してございませんので、一気に減るという形になっております。

○高橋委員

私も計算してびっくりしたのですけれども、20代は5.3パーセントしかいないです。10代にあっては0.7パーセントという本当にすごい数字だなと思っています。

もう1点、内訳を変えて技術職で確認をしたいと思いますが、まず、建築の技術職の総数と、その年代別の人数をお願いしたいと思います。

○（総務）職員課長

建築技術職でございますけれども、総数は4月1日現在で37名です。50代が16名、40代が10名、30代が9名、30歳未満は今年の春に採用しました2名のみとなっております。パーセンテージでいきますと、50代が約半数を占めていまして43.3パーセント、40代が27パーセント、30代が24パーセントというふうになっております。

○高橋委員

本当に厳しいなと思いました。単純にこの10年後を見ると半分になってしまう、そういう問題かなと思います。

もう1点、同じく技術職で土木の技術職も、総数と各年代の人数をお聞きしたいと思います。

○（総務）職員課長

土木技術職でございますけれども、これも今年の4月1日現在で、港湾とか水道局を含めまして全部で82名です。50代の職員が25名、これが30.5パーセントです。40代が32名、39パーセントです。30代が25名で30.5パーセント、30歳未満の職員は、今はゼロです。

○高橋委員

土木のほうが厳しいのですが、30歳未満がゼロという状況ですね、建築の技術職もそうですけれども。建設部と水道局に伺いますけれども、技術継承の観点からいくと、厳しい状況になるのは当然見えてくると思うのです。現状と問題点についてどういうふうにとらえているか、それぞれ建設部、水道局の御見解をお伺いしたいと思います。

○建設部長

ただいま、職員課長のほうからも年代別構成の話がございました。この間、土木、建築とも新人の職員採用がなかったということで、ただいまありましたように土木職では20代がない、それから建築では今年の春に2名採用いたしましたので、その点が採用になってはいますが、我々も日常的ないろいろな仕事のノウハウの継承等々についてはぜひ必要なことですので、そういった中では、なるべく世代的なギャップが生じないように考えておりますけれども、これまでのいろいろな本市の置かれている状況の中では、そういった形で推移をしてきたなと思っております。

今後の部分については、今申し上げたように、仕事の面で非常に世代ギャップがあるものですから、我々としては、ぜひ新しい力も導入していかないと、今後の仕事の面では非常に厳しいものがあるなど、こんな認識を持っておりますので、そういった職員の採用については全庁的に取り組むべきと、こんなふうに考えております。

○水道局長

今、建設部長のほうからも話がありました。私どもの技術継承は、土木技術ですけれども、全く同じような状況です。ただ、この状況というのは、例えば水道事業に限って言えば技術の継承ということは全国が抱えている問題です。この問題を早期に解決していくのは現実的には非常に難しいと考えております。

ただ、新規採用して、技術の継承をしていくということ、これも一つ考えなければいけないことだと思いますし、それから、本庁のほうの土木関係との人事交流という中でどういうふうに技術の継承をうまくやっていけるか。ただ、もう一つ、今、全国的な流れとしては、まだ検討している段階ですけれども、いわゆる民間企業とどう連携を図ってお互いの技術を継承していくか。いわゆるPPP、官民連携といったものをどう取り入れながら、水道事業はこれからずっと未来永劫続くわけですから、そういったものも十分踏まえながら、官民連携をいかに図って技術の継承をしていくか、こういうふうな一つの大きな課題があります。そういったものも総合的に考えながら、やはりこの問題は考えていかなければならないのだろうというふうに今時点では私は思っております。

○高橋委員

もう1点、関連して「時間外勤務の抑制」ということが財政再建推進プランには載っております。多くの課ではそうなのかなと思うのですが、気になるのは、例えばよく市民会館などで会合、それから催し物があった帰りに役所の前を通ると、大体決まったところの電気がいつもついているのです。その部、課によって相当ばらつきというか、偏りがあるのではないかなと思うのですが、この点については職員課ではどのように把握をしておりますか。

○（総務）職員課長

時間外勤務の抑制ということで、本庁で言いますと、毎週水曜日はノー残業デーということでやってきたということはあります。毎年、各課から状況を聞く中で、職員配置もそうですけれども、時間外の予算を配分したりしております。予算配分的に言うと、職員数が減っているせいもあると思うのですが、時間外の全体の時間、予算自体は全庁的に見ると減ってきています。ただ、1人当たりの時間増加ということであれば、減ったり増えたりしながら減ってきているというのがごく最近の傾向です。

○高橋委員

残業が極端に多いところは存在していますか。

○（総務）職員課長

やはり、財政サイドとか、そういったところが恒常的に多いという形にはなっております。あと、広報などはわりと休みの日の出番が多いので、多くなる場合もあります。なるべく、私どものほうは、職員の健康管理の面も含めて、休みの日に出た場合には振りかえをしてもらったりという対応の呼びかけはしております。

ただ、数字だけで見られない部分があります。例えば、昨年のようにインフルエンザが長引いたり、台風が来た

りという突発的な要素も各年度であるものですから、一概にこの数字だけでは見られない部分があると思います。

○総務部長

少し補足いたしますけれども、時間外勤務に関して、職場のばらつきといいますか、忙しさのばらつきは是正しながらやってきていますので、そう大きくはないと思います。ただ、問題は年間12か月の中でどうしてもめり張りがある、税とか保険関係の賦課時期は相当忙しいです。ですから、その中で時間外勤務をしなければならない時期は当然出てきます。それから、今ありました季節的なもの、突発的なもの、あるいはイベントですね。観光振興室などはどうしても夜の仕事、日曜の仕事が多くなります。これは、そういう仕事の特殊性ということからすると、ある意味、いたし方ない部分なのだろうと思います。問題は、日常的に12か月何となくいつもいる、毎日いなければならない形というもの、これは是正したいというのが我々の基本的な考えです。これは、業務命令ですから、当然、仕事が忙しくて命令をするということで、12か月毎日命令する課長はいませんから、それは基本的にはないだろうと思うのです。見ていると、どういう職場で毎日残っている、それが時間外なのか何なのか、あるいは自己研修なのか、いろいろなことがあるのだろうと思うのですけれども、そういうものは本人の健康管理を含めて是正をしていかなければならないと思います。できる限りバランスいいような形で心がけて今後もやっていきたいと思っています。

○高橋委員

最後に、先ほど事務職を聞きましたので、事務職について確認をしたいと思っていますけれども、近年、今年もありましたけれども、残念な事件があったわけで、今、マニュアルをつくって防止等を考えているわけですが、結局、職員数のバランスの悪さにも要因の一つがあるのかなと私は思っているわけです。そこで、今後の現状を踏まえて、先ほども話があったように技術職を簡単にどんどん増やせない状況を考えて、まず、事務職からある程度のバランスを考えて今後の動向を考えなければならぬだろうと思うわけですが、この点については先ほどの事件の件も含めてどのように考えられているのか最後に聞いて終わりたいと思います。

○総務部長

職員の問題は悩ましい問題で、財政的なことを考えれば、これまでである意味、職員の皆さんにも全体に無理を言いながら努力してきましたけれども、かなり厳しい状況になっているのは事実だと思います。特に、事務職を中心に年代的なブランクといいますか、こういうものの見方というのは今からやっていかないと、確かに御指摘の10年後、15年後、我々はいなくなりますけれども、そのときに中心を担う方々が本当に少なくなっていて、職場にある意味では影響が出てくるのはあってはならないことですから、これは計画的に採用を含めてしていかなければならぬだろうと思っています。

今、わりと採用の年齢幅をかなり高いところまでしております。従前であれば新規採用で高卒なら二十一、二歳ぐらいまでが採用試験を受けられる条件だったのですが、今、10年ぐらい、27歳、28歳ぐらいでも職員として採用するということをやっておりますので、そういうことも工夫しながら事務職については、一定程度、定員管理の計画もありますけれども、採用しながらこういったギャップを埋めていくことをしていかなければならないと思います。

そして、先ほど御指摘の土木建築についても、土木の職員に20代が一人もいないというのは、笑い話ではない時代が来ますので、今回の採用の中で、多くはとれませんが、何人かずつ採用していく中で少しずつ将来に向かった整備を今からしていく姿勢で考えておりますので、我々もそういう形で努力をしていきたいと思っています。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎一般会計の歳入歳出決算状況について

平成21年度決算説明書を読み取りますと、一言で言うと、平成21年度単年度収支は2年連続の黒字を達成したと。そして、累積赤字は大幅に圧縮できた。しかし、累積赤字の解消までには至っていないが、先ほどの話しだとあと一步のところまで来ているということで、こういうことについて思うところは大きいです。

そこで、平成21年度各会計決算状況について改めて何点かお聞きします。

まず、一般会計の歳入歳出の特徴についてです。ところで、決算カードはもうできているのでしょうか。

○（財政）財政課長

今作成中でありまして、まだ完成はしておりません。

○佐々木委員

いつごろできる予定ですか。

○（財政）笹山主幹

10月末ぐらいにはお示しできることと思います。

○佐々木委員

それでは、その決算カードに関連してお聞きしたいと思います。

1点目は、歳入総額とその内訳です。特に、小樽の場合もそうですけれども、自主財源と依存財源という部分が特徴として見られるわけですから、自主財源と依存財源に分けて、割合も含めて示してください。

○（財政）財政課長

一般会計の財源の内訳ということでございますけれども、まず、自主財源につきましては、市税や分担金・負担金、使用料・手数料、そういったものを合わせまして約203億4,200万円となっています。それから、依存財源、それらを除くものですが、約366億2,900万円ということで、構成比でいいますと、自主財源が35.7パーセント、依存財源が64.3パーセントということになります。

○佐々木委員

二つ目は歳出の関係です。

歳出の総額とその内訳と、割合、それから決算カードとも関係しますけれども、市民1人当たりの金額、これもあわせて示していただけませんか。

○（財政）財政課長

歳出のほうは性質別の経費ということで答えさせていただきますが、まず、人件費につきましては、決算額が約95億8,300万円、構成比でいくと16.8パーセントになります。それから、扶助費については約148億9,500万円、26.1パーセントです。それから、公債費については約77億4,200万円、13.6パーセントということで、いわゆる義務費と言われる部分で56.5パーセント程度の構成比ということになっております。

続きまして、額の大きなものでいきますと、物件費が約36億5,700万円、6.4パーセント、維持補修費が約11億5,500万円、2パーセント、補助費等が約66億800万円、11.8パーセント、貸付金が約25億4,100万円ということで4.5パーセントです。それから投資的経費でいきますと、約16億9,300万円、3パーセント、繰出金が約81億5,800万円ということで14.3パーセントです。これが全体の数と構成比になります。

そこで、1人当たりの金額ということになりますと、まず人件費で約7万円、扶助費が約11万円、公債費が約5万6,000円、物件費が約3万3,000円、維持補修費が5,000円程度です。それから、補助費等が約6万6,000円、あとは積立金と貸付・出資金が一緒になってしまいますけれども、これでいくと約2万3,000円です。それから、繰出金が約4万円、投資的経費が約2万2,000円ということで、全体で見ますと約43万8,000円ということになります。

○佐々木委員

それらが決算カードの中に盛り込まれていることになると思いますから、でき次第、参考にしたいと思いますので、よろしく願います。

今、歳入歳出の状況を報告いただきましたけども、そこで質問ですが、歳入歳出それぞれの特徴について、わかりやすく説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

○(財政) 財政課長

平成20年度の決算との比較ということで答えさせていただきますけれども、まず、歳入につきましては、景気の低迷などがありまして市税収入が約7億9,000万円の減収となった。しかしながら、地方交付税と臨時財政対策債を合わせたいわゆる実質的な地方交付税が、国の総額が伸びたということもありまして、約12億4,000万円増額ということになります。あと、国庫支出金や道支出金につきましては、定額給付金の支給ですとか、雇用政策等の経済対策がありましたので、約30億8,000万円の増額となっております。歳出においては、それらを財源とする補助費や建設事業費などが増となったということでございます。

その他の歳入につきましては、職員給与費が職員数の減などがありまして約3億9,000万円の減となっております。また、公債費が公的資金の借入、繰上償還の減などによりまして7億5,000万円の減、それから、繰出金が、病院会計や下水道会計に対する繰出しの増により約7億3,000万円の増ということで、単年度収支についてはほぼ前年並みの6億3,000万円を確保することができてきている、黒字になったということです。

○佐々木委員

それでは、歳出の特徴についてわかりやすくということで、一言で言うと、歳入と歳出の関係では今言った説明でいいと思うのですけれども、小樽の特徴というか、それに絞っていった場合はどうなりますか。

○財政部長

平成21年度決算の他市の状況をまだ詳しく調べておりませんが、先ほどありましたように、自主財源、依存財源では、前年度から見ますと依存財源の割合が非常に増えています。これは、今申し上げましたように、市税が減少になった部分、交付税関係が増えており、交付税関係は依存財源ということになりますので、割合的にはそういうふうになっています。これは、たぶん、他都市でも同じ傾向にあったのではないかと考えています。

全体から申しますと、今、申し上げたとおりなのですが、税収が落ち込んだ部分は国からの交付税等で一定程度カバーできているというのが歳入面での一つの特徴です。歳出面では、先ほど来御指摘がありますけれども、一定程度、不用額が例年よりは多少、多かったこともあり、単年度黒字が2年続けて確保できたというところかなというふうに考えております。

○佐々木委員

◎特別会計及び企業会計の決算状況について

それで、特別会計の特徴について、わかりやすく説明してください。

○(財政) 財政課長

内容については個別に聞いてもらわないとわかりませんが、私のほうからは、それぞれの実質収支において黒字もしくは赤字が出た会計について、その金額をお答えしたいと思います。

まず、特別会計につきましては、水産物卸売市場事業特別会計、こちらのほうで約50万7,000円の黒字となっております。それから、国民健康保険事業特別会計で約2億1,000万円の赤字、老人保健事業特別会計が約2,000万円の黒字、住宅事業特別会計は約2,300万円の黒字、産業廃棄物処分事業特別会計が約900万円の黒字、介護保険事業特別会計は約1億9,300万円の黒字、後期高齢者医療事業特別会計で約2,100万円程度の黒字ということで、合計で約5,665万3,000円の黒字ということになりまして、昨年度が約5億7,578万円の赤字でしたから、昨年度と比較しますと約6億3,243万3,000円の改善が図られたということになります。

○佐々木委員

今、数字を並べてもらいましたが、これはそのとおりだと思いますけれども、私のほうでは小樽市の特別会計の特徴といいますか、ここのところを説明いただきたいと言ったのです。

○財政部長

国保会計がずっと累積赤字をかなり抱えておりましたけれども、るる、これまでも説明していますが、かなり赤字の回復が進んでいるかなど。たぶん、赤字を抱えている市が結構多いと思いますので、その部分については健全化のスピードではかなりのものではないかというふうには思っております。

あと、ほかの会計は、基本的には収支不足になるのであれば、医療関係とか特色のある会計は別にいたしまして、一般会計からの繰出しで収支を合わせるということも行ってきておりますので、その辺のところは、その年度によって黒字あるいは若干の赤字が出る場合もありますけれども、大きな国保なり医療関係の保険等々については、健全化が進んでいるかと思っています。

○佐々木委員

それでは次に、企業会計の特徴についてわかりやすく説明してください。

○（財政）財政課長

企業会計につきましては、資金剰余金もしくは不足の額について私のほうから報告させていただきますが、まず、病院事業会計につきましては、資金不足が約11億6,300万円、それから水道事業が、こちらは剰余金ですが、約7億円です。それから、下水道事業につきましては約1億6,700万円の資金剰余、産業廃棄物等処分事業は約2億3,200万円の資金剰余ということで、合わせますと、病院事業が資金不足ということもありまして、トータルでは約6,161万4,000円の収支不足が生じております。ただ、昨年度は4億7,922万3,000円の収支不足でしたので、そちらのほうと比較しますと約4億1,760万9,000円の改善がされたということになります。

○佐々木委員

それも含めて、小樽市の企業会計の特徴について、まとめてお知らせください。

○財政部長

四つの会計しかございませんけれども、病院会計につきましては、何度もご議論がありましたけれども一般会計から平成21年度、22年度と繰出しがかなりピークになっております。その中で何とかやりくりしてきておりますので、21年度の数値も達成はしてございませんけれども、改革プランの予定よりはまずまずのところかなと思います。

あとの水道、下水道の企業会計につきましては、それぞれ中の会計自体の事情、課題はあろうかと思っておりますけれども、資金収支ベースで赤字でもありませんので大変失礼な話ですけど、そこそこ運営されているのだろうと思っております。産業廃棄物は一般会計で資金をお借りしているような状況ですので、最近の収支を若干下回ってきているようですけども、これからもできれば対応してしのいでいくということもあり得るのかなと思っております。

○佐々木委員

この項の最後に、先ほど総括でも出ましたけれども、改めて平成21年度の会計決算の総括についてお伺いします。

○財政部長

2年連続で単年度黒字を確保させていただいて、一般会計で累積赤字が3,000万円までになりましたので、まずは、結果としてみれば一安心かなというのが正直なところでございます。22年度は約半年が過ぎましたけれども、21年度がそういう決算になりましたので、22年度で黒字化はほぼ確実だろうなということでございます。今後、残された半年の期間、21年度の改善した決算の結果を受けて、22年度の財産運営をしっかりとやっていきたいなというふうに思っています。

○佐々木委員

◎平成21年度の重点新規事業について

質問を変えます。

決算説明書に、平成21年度の主な事業についての取組が記載されていますが、その事業についてお伺いします。特に、私のほうでは、次の重点新規事業についての事後評価と伺いますか、それと、それぞれの課題ということに

ついて伺っていきます。

この点は、いずれも総合計画の中で出ている元気づくりをテーマにしたものをピックアップしたというふうに私は思っております。一つは、こんにちは赤ちゃん事業、二つ目には、ふるさとまちづくり協働事業、三つ目には商業起業者支援事業、それから札幌臨海小樽・石狩地域産業活性化協議会負担金、五つ目には観光客誘致対策費、いわゆる札幌圏の情報発信事業です。それから、六つ目には地域魅力度アップ観光イベント創出事業、最後に小樽ガラスフェア実行委員会、これが元気づくりのテーマに当たるかなと思ったので、これらの活用についてそれぞれの事業の目的、内容、そして大事な点は、普通は事前事後の評価というふうになるわけですが、意外と事業評価については難しい面もあるということなんかもあったと思います。やはり、終わった事業ですから、その検証、効果をやっているかなというふうに思ったので、それも含めて答弁していただきたいと思います。

では、まず、こんにちは赤ちゃん事業について、説明願います。

○（保健所）山谷主幹

こんにちは赤ちゃん事業の目的のほうからお答えしたいと思います。

まず、この事業につきましては、少子高齢化ですとか、近年の虐待の増加などを背景といたしまして、平成19年度、国が創設した事業でありまして、4か月までの子供の生まれた家庭を訪問いたしまして、育児に関する悩みとか心配なことを伺って相談に応じることや、それから、子育てに関します情報を提供したり、何らかの支援が必要な御家庭に関しては国のサービスを検討して、連絡調整の上、提供したりということで、内容としてはこのような事業内容となっております。家庭が地域から孤立しないようにいたしまして、子供が健全に育っていくことを目的としております。

この事業の実施の結果と申しますか、評価でございますが、21年度717軒の対象となるお宅がありましたけれども、訪問できましたのは683軒ということで、95.3パーセントの実施率となっております。

この事業が始まるまでは、一部、例えば初めて子供が生まれた家庭ですとか、子供が小さく生まれた家庭ですとか、そういったお宅に訪問していたのですが、この事業は4か月までということですが、大体、新生児期の1か月以内にほとんど訪問ができておまして、さらに683軒の訪問の中からは、1回だけの訪問ではなくて、子供や母親の状態から継続して訪問したほうが良いという家庭が大体15パーセントぐらいありまして、そういった家庭には早期に対応ができていかなというふうに思っております。

通常、子供の健診は、小樽市の場合には4か月、10か月、1歳半、3歳児となっているのですが、健診で一番早くお会いできるのは保健所で行っております10か月健診でございますので、この全戸訪問は1か月以内にほぼお会いできていろいろな相談に応じることができており、必要な方にはまた継続支援もできております。そういった意味では、これまでよりはきめ細かな対応ができていかなというふうに思っております。

それから、課題についてでございますが、大きくは二つあると考えております。

一つは、15パーセントほどの方に継続訪問しているのですが、これは最初の訪問のときには職員、保健師と助産師が訪問しておまして、継続するケースについては保健師が担当していますけれども、この中で、例えば具体的に子供との接し方で細かいお話を聞きたいという方に対しては、保育士との連携も図っているところなのです。やはり今後、この事業を継続していきますと、さまざまなお宅があろうかと思しますので、保育士をはじめ、ほかの職種、あるいは関係機関、医療機関などを含めて連携をさらに図っていかねばならないというふうに思っていることがまず一つでございます。

それから、課題の二つ目といたしましては、訪問を担当しておりますのは、専門職といいますか、保健師、助産師が担当しているのですが、実際に昨年度取り組んでみて、やはり妊娠や出産期は非常に大きな変化を伴う時期でございますので、母親の状態が不安定な方が結構おられました。それで、支援者として支援の質の向上にも努めていかなければならないというふうに考えているところです。

こういったことを受けまして、今年度は、産後うつなどの研修会などを実施しておりまして、今後も担当事務職員や関係者の方と情報交換を行い、必要な研さんを積みながら支援していきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

ふるさとまちづくり協働事業について、説明願います。

○(建設)まちづくり推進課長

ふるさとまちづくり協働事業の目的でございますが、市民の主体的で個性豊かなまちづくり活動を応援し、協働によるまちづくりを進めるため、本市の活性化に寄与する団体に助成をするものでございます。

実績といたしましては、昨年は17件の応募がございました。審査の結果、13団体に助成を行ったものでございます。この中には、手宮公園のように桜再生事業をもって青少年の育成に寄与したものや、商大生が行ったご当地グルメの開発などユニークな事業がございました。

事業評価でございますが、事業の結果につきましては、今年度の4月19日に事業報告会を実施しております。その中では、審査に当たりましたまちづくり協働事業の審査委員長から、それぞれの事業は小樽の文化的、経済的な発展に寄与する創造的な事業であったという感想をいただいております。また、我々担当としても、多くの市民団体が活発なまちづくり活動を展開したと考えております。

最後に課題ですが、昨年、応募期間を5月11日から6月12日としたため、早期の事業が間に合わなかったという声がございましたので、その部分を改善しまして、今年度は5月1日から5月31日に早めたというのが改善点でございます。

○佐々木委員

次は、商業起業者支援事業について、説明願います。

○(産業港湾)田宮主幹

本事業の目的ですが、小樽市商店街振興組合連合会に属する商店街及び小樽市場連合会に属する市場におきまして、卸売又は小売業を起業しようとする者、又は起業1年未満の者が起業に資すると認められる研修を受講する経費及びその受講後における賃借店舗の家賃の一部を助成することによりまして、空き店舗が活用されるとともに、起業化を促進し、また起業当初の経営安定を支援するものであります。

実績についてであります。平成22年2月に2名の商業起業者が中小企業大学校旭川校の研修を受講しまして、この研修に係る経費と翌月3月からの店舗家賃の助成を行ったところです。

評価についてであります。起業された方々からは、起業に当たっての研修も有意義なものであり、事業が安定しない中での財政支援ということで初期投資の軽減となりまして、非常に助かっているとの御意見が寄せられています。

景気の低迷が続く中、2名の方がこれを動機づけとして新規開業し、頑張っているというので、効果的な支援策であると考えております。

課題についてであります。空き店舗対策の面から、商業起業者のみならず、既に1年以上事業を行っている中小企業者が店舗を新設したり、あるいは拡張したりする場合にも助成を行うことはできないかということでもあります。この課題に向けた取組といたしまして、平成22年度の施策では、商業起業者支援事業に加えまして、既存事業者が店舗新設や拡張の際の家賃を助成することといたしまして、空き店舗対策を強化したところであります。

○佐々木委員

次は、札幌臨海小樽・石狩地域産業活性化協議会事業について、説明願います。

○(産業港湾)薄井主幹

札幌臨海小樽・石狩地域産業活性化協議会事業についてでございますが、平成19年6月、通称企業立地促進法が施行されまして、本市におきましては、小樽市、石狩市、石狩湾新港管理組合、石狩開発株式会社、それと北海道

という連携の下で札幌臨海小樽・石狩地域産業活性化協議会を立ち上げたところでございます。

この事業の目的でございますが、協議会といたしましては、石狩湾新港地域を中心にPRを進めていこうという方針の下に、この法に基づく補助金を活用して事業を実施したというものでございます。

平成21年度の事業でございますが、4本の事業を組んでございまして、一つはPR映像でありますDVDの作成、二つ目は石狩湾新港地域のPR冊子の作成、三つ目は企業立地セミナーの開催、それから四つ目が東京で開催されました企業誘致フェアへの出展という、この4本の事業を実施したところでございます。

効果につきましては、昨今、なかなか設備投資の意欲が低迷しているという状況なのですが、セミナーの参加者、それから企業誘致フェアでのブースへの来場者、こういう企業の方々とも接点ができたという部分がございますので、現在、引き続きアプローチを続けているところでございまして、今後の企業誘致につなげていきたいというふうに考えています。

一方、課題といたしましては、やはり石狩湾新港地域は、なかなか道外だと特に知名度が低いという部分がございますので、今年度も引き続き事業を実施していきたいと考えております。

○佐々木委員

次は、観光客誘致対策事業について、説明願います。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

観光客誘致対策事業、札幌圏情報発信事業についてでございますけれども、この事業は、観光動態調査によりますと、本市の観光入込客数の半数は道央圏、さらに道央圏のうち、半数は札幌からという形になっておりまして、従前、PR活動を大規模にやっていたときは、道内全体に対するPRの中で札幌にも情報が発信されていたという形でございましたけれども、近年はそういう大規模な情報発信はしていなかったということもあり、なかなか札幌市民に小樽の情報が届いていないということもございまして、昨年、札幌圏へのPRというものを特に主眼に置きまして事業を実施したところでございます。

内容といたしましては、昨年度は各地で花火大会などが中止になっているという情報もございましたので、小樽は幸いにも花火大会を各地で数多くやっておりましたので、その辺の情報を載せたチラシを作成いたしまして、JRの駅のほか、札幌で行いました物産展などでも配布いたしまして誘客を図ったところでございます。

あと、手稲区に対しましては、手稲区には大きな宴会場を持った施設がないということもございまして、小樽で忘・新年会プランというものを紹介した冊子をつくりまして、手稲区のほか西区の企業にも配布したという事業になっております。

評価といたしましては、隣まちであります札幌は、観光に限らず、本市にとっては大変大きなマーケットでございまして、特に観光にとってはその大半がリピーターということもございまして、そこに対するきめ細やかな情報発信は再訪していただくための大変意義のある取組であったというふうに考えております。

そして、今後につきましては、やはり札幌圏に対する情報発信をどのようにやっていくか、どのような手法がよくて、どのような内容がいいのかということを引き続き研究しながら、今後とも観光客誘致につながるような情報発信をしてまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員

次は、地域魅力度アップ観光イベント創出事業について、説明願います。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

引き続き、地域魅力度アップ観光イベント創出事業についてでございますけれども、本市観光は、従前より通過型観光でありまして、近年は滞在時間の減少が課題となっております。そういった中で、観光活性化のために地域の魅力を高め、滞在時間の延長とか宿泊客の観光メニューを提供するというのを民間のアイデアで創出してもらおうということを目的に、この事業ができております。

内容につきましては、事業費の 2 分の 1、上限 100 万円を補助する形でイベントを公募しておりまして、去年は三つ、5 月に開催されました小樽祝津にしん祭り、雪あかりの路の期間中に旧三井銀行を一般開放してアートと結びつけた小樽アートプロジェクト、3 月には市内の由緒あるひな人形の展示を見ながら市内を散策するというおたる雛めぐりと、3 件のイベントの公募がありまして、補助しているところでございます。

評価につきましては、特に祝津にしん祭りなどは、地域の観光イベントとして認知されまして、団体客のツアーなども来ている形になっておりますし、地域の活性化にも寄与しております。このような民間の取組を支援することは、これにつきましても、観光まちづくりの観点から大変意義のある取組だったというふうに考えております。

今後につきましては、実は今年の春の公募の際には、残念ながら該当するような観光イベントの応募がなかったところでございまして、下半期に向けて今月新たにまた公募をかけておりますので、引き続き地域の魅力が向上するような地域のイベントが応募されることを私どもとしては期待しているところでございます。

○委員長

委員長より発言させていただきます。

今の質問で、佐々木委員の何項目かありましたけれども、本会議上における質問と質疑ということと、委員会における質問と質疑という形は、一問一答をするということが委員会の大きな目的であろうかと思ひまして、今のよ様な長い形の中でやられるとしますと、一問一答ではなくて、ただ聞き置くというような形になってしまいますので、これから質問するに当たりましては、その辺を十分注意して質問していただきたいと思ひます。

○佐々木委員

今回は総括ということでしたので、一問一答の部分については、先ほどの財政のところ。そういうことで、私が言いたいのは、一つ一つの事業についてきちんと事後評価をしているかということが聞きたかったところです。その点を申し上げて、終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

○吹田委員

◎「財政健全化」審査意見書について

まず、監査委員に聞きたいのですけれども、平成 21 年度の「財政健全化」審査意見書の中で、実質赤字比率とか連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率とあるけれども、これにつきまして、状況をどのように見ていらっしゃるのか。

また、今回、状況は大変よかったですのですけれども、財政は財政の見方もあると思うのですけれども、監査のほうではこの状況につきましてどのように見ていらっしゃるのか、またその原因は何であるかということにつきまして、監査委員としての立場でお聞きしたいのです。

○木野下監査委員

これらの支出改善について分析しますと、実質赤字が解消された一番の要因としては、一般会計の累積赤字が実質的に圧縮されたことによるものですが、これは財政健全化法に基づく各指標の公表が始まって、平成 19 年度からの審議を見ますと、財政再建推進プラン実施計画に基づき、歳出面において職員給与費の抑制や事務事業の見直しなどの歳出抑制に加え、歳入面では他会計からの借入れ、使用料等の見直しなど、新たに歳出歳入の的確な確保などの財源対策が確実に実施されたのではないかと考えております。

そのほかに考えられるのは、基金の取り崩しとか、一般会計に繰入れしたとか、他会計からの借入れがあるとか、その辺をもう少し、これを削って行って、本当の実質の正常化を図ってまいりたいと考えています。

○吹田委員

結果的には、今の一般会計につきましても、資金収支の中での財政的な見方になっていますけれども、財源対策が図られていますと、例えば、こうした他会計からの借入れ等がないと想定した場合、基本的に実質の赤字としてはどの程度の数字になるのでしょうか。

○監査委員事務局次長

今の御質問で、財政健全化法上で言います実質赤字額につきましては、支出の算出に当たって、今言う財源対策として他会計から入れられたお金とか、そういうものをすべて差し引くというような形の試算をしていませんので、今時点でどういうことかということは説明できない状況です。

○吹田委員

一般会計は、他会計からの借入れなどの財源対策により収支均衡が保たれている状況で、そもそも黒字になるような状況にないと思うのですが、借入れをしなかった場合どうなるか、財政当局でそういうような試算をしていますか。

○（財政）財政課長

一般会計や基金からの借入れは、平成21年度末の残高でいきますと、44億1,000万円あります。ですから、今回、普通会計では黒字になっていますけれども、その分を、赤字といいますか、一般会計のマイナス分というふうに見れば、比率はここでまた割り返していけば、ちょっとここでは出せませんが、出すことはできます。

○吹田委員

今ここでちょっと計算することはできないですか。私は何となくできそうな感じがするのですがけれども。私は、国から地方交付税が配分されていても、実質的には、赤字ばかりの指標です。私にすれば実質黒字比率として出してほしいという気持ちでございます。これにつきまして、例えば、先ほどほかの委員から質問されたときに、国からのお金が予定よりも多く入ったから財政が黒字になったなどと答弁していました。私にすれば、自分たちが努力してなったものが本来の力であって、こういう形で予定していなかった財源が入ってきたという状況は違うと。この辺がいろいろと皆さん方にも考え方はあると思うのです。こういう面で、財政のほうから見ても、ここ二、三年の財政再建の取組で、どういうものを稼ぎ出したのか。例えば、保育所を何か所もつぶしたからこれだけとか、それから、例えばどこかに委託したらここで幾ら浮いたとか、いろいろとあります。こういうものについてどの程度、実質的に浮いたのか。今回、その中では、人件費を引き上げるという考えもありましたから、これについての影響はどうかと考えているのですが、そういう面では、実際にここで健全化の取組を行って、効果はどのくらいあるのですか。

○財政部長

細かい数字は、今、手元にありませんけれども、ここ何年間かの健全化の取組の中で一番大きいのは人件費と公債費だと思っています。人件費につきましては、先ほど来ありますように、基本的には職員給与もカットしておりますけれども、職員数自体の削減に努めておりますので、トータルとして総人件費は相当落ちてきています。恐らく、毎年度4億円から5億円という数字は出てくると思います。

もう一つは、公債費、いわゆる借金の返済額がここずっと減ってきておまして、その効果はかなり出てきております。以前も申し上げたことがあるのですが、平成27年、28年ぐらいになりますと、さらにこの部分の償還額が落ちてまいります。そういう意味では、やはり財政運営をする上で将来に負担がかかるものをどれだけ切り詰めていけるかといいますか、将来を考えてやっていけるかというところが非常に大きな要素だと思います。

繰り返しになりますけれども、ここまで来た大きな要素としては、人件費と公債費の部分が大きいのではないかと思います。

○吹田委員

公債費については、事業を行わなければ公債費は増えないわけです。今後、小樽全体の中では、基本的に将来のさまざまな社会資本整備の中で、そもそも公債費というのは増えることはないと考えているのですか。

○財政部長

比率ですので、分母と分子の関係がございますので、分母になりますと、一般財源ということで交付税が増えてきますと、公債費が増えていっても率は変わらないという理屈にはなるのですけれども、現在、財政部でシミュレーションしておりますのは、先ほど言いましたように公債費の償還がまだ下がってまいりますので、この比率は現状の中ではまた下がってくるだろうと。実質公債費率は健全化基準を下回っているからいいということでもございませんし、今、委員からもありましたように、一定程度必要な公共投資もございますので、その辺の兼ね合いを見ながら、この比率も意識しながら努めていきたいと思っております。

○吹田委員

私のほうは、方法としては健全な運営が進んで、前にも言っているのですけれども、必要なお金は市民から集める、必要でないものは市民に返すくらいの気持ちがあっているのではないかと思います。この辺につきましても、財政に余裕があれば、例えば介護保険であるとか、さまざまなものについて市民の負担を減らすということもやらなければだめだなという感じがしております。これについては、私の意見でございます。

◎「小樽市の財政」について

続きまして、財政のほうで、毎年10月に「小樽市の財政」というものを出しているのですけれども、このたび、この中で内容を少し変更したり、それから削除したりというのがあるが、これらについてはどのように進めているのか、その内容を簡単に説明してください。

○（財政）財政課長

さきに配付いたしました資料であります「小樽市の財政」におきまして、本年から掲載を廃止した項目などがございますが、初めに、この資料の作成方法について若干説明をしたいと思っておりますが、この資料につきましては、今回の決算特別委員会の審議に間に合うように迅速に作成されなければならないというのが1点です。それから、特に公表する数字については正確であるということが何よりも肝心であると考えております。そのためには、特に道内他市との比較を行っているような項目につきましては、これは道や国のチェックを経て毎年国に報告して取りまとめしておりますが、地方財政状況調査、いわゆる決算統計というものがありますけれども、それですとか、これまで3年ごとに調査を行っていた市町村公共施設状況調査といった報告の内容を他市のほうからは速報値という形で取り寄せて、それを財政課でまとめて該当項目を集計して作成してきたという状況です。

今回、掲載を取りやめた項目というのは、今回、取りまとめるに当たって、今まで使ってきた決算統計ですとか、その他、国への調査物の報告の項目から外れてしまったものですから、今の時点で正確な数字を把握することができないということがありまして、今回についてはやむを得ず掲載を取りやめたということでございます。

○吹田委員

この「小樽市の財政」ということで出していただくのは自分たちも数字を確認する上でいいものなのですけれども、国のほうでそういう統計資料を減らしたというのは、内容的に何か意図があつてということなのでしょうか。それはどう説明いたしますか。

○（財政）財政課長

特に、国に確認はしていませんけれども、やはり、いろいろ項目がたくさんありますと、こういった時期に事務がふくそうする調査がたくさん重なってきますと、いろいろ作成、報告する側の事務の負担が大きいものですから、そういった部分を軽減してくれたのではないかなというふうに思っております。正確なことについては、国から直接聞いたわけではありませんのでわかりませんが、そういったことが図られたのではないかなと思って

おります。

○吹田委員

これは、特に私たちのほうでは、他都市との比較については、情報としては大変必要な部分かなと思います。また、市民の皆さんも、こういうものを細かく見ていらっしゃる方は少ないと思うのですが、そういう面では、こういう形のもがあってもいいなと思います。ただ、言えることは、財政だけの数字ではございませんから、この辺のところは、私は今回こういう形で減らしたものをそのままではなくて、また機会があれば、例えば10月の今の機会に出さなければとか、またちょっと違う機会にこういうものを提供いただければ、またその辺につきましても各原課とよく調整して、我々に一番いい情報が何かということを考えてやっていただけるようなことは必要かと思うのですが、この辺につきまして、今後の考え方としてはどうなのでしょう。

○（財政）財政課長

財政状況の公表ということにつきましては、本市の財政に関するさまざまな情報をわかりやすく正確に公表することは、行政の透明性を高める上においても大変重要であるというふうに認識しております。これまで、ホームページとか広報おたるなどを通じて積極的な財政状況の公表に努めてきたということもございますので、このたび、「小樽市の財政」に掲載を取りやめた項目のうち、他市に関するものを除き、本市に関するものは、当然、担当部署において把握しておりますでしょうし、他市の状況についても、担当部署において把握できるような項目もあるのではないかと考えておりますので、この時期に「小樽市の財政」に掲載することはできませんけれども、それにかかわる何らかの方法を今後検討してまいりたいと考えています。

○吹田委員

こちらのほうでも、職員の人数も抑えながら、さまざまな仕事をお願いしている関係もございまして、ぜひ、そういう面で各部署に必要な情報をきちんと流していただけるように、今回、「小樽市の財政」というものについても、これがナンバーワンで、また、時期がずれたりしてもその時の状況をきちんとこちらに提供いただければと思います。ぜひそれらについてこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。